

# 早川町災害廃棄物処理計画



令和3年3月

令和6年3月(改定)

早 川 町

# 目次

第1編	総則	
第1章	背景及び目的	1
第2章	基本的事項	
第1節	計画の位置付け	3
第2節	計画の対象とする災害	4
第3節	想定される災害と被害の概要	4
第4節	災害廃棄物について	5
第5節	処理主体	7
第6節	災害廃棄物処理の基本方針	8
第7節	処理の流れ	9
第2編	災害廃棄物対策	
第1章	災害廃棄物処理の組織体制	
第1節	組織体制・指揮命令系統	10
第2節	情報収集・連絡	13
第3節	関係主体との協力支援体制	14
第4節	一般廃棄物処理施設の状況	16
第5節	一般廃棄物処理施設の被害状況の確認・報告と復旧	16
第6節	各種協定	17
第7節	教育訓練	19
第8節	災害ボランティアへの周知・広報	20
第2章	災害廃棄物処理(避難所関係)	
第1節	避難所ごみの発生	21
第2節	避難所ごみの収集運搬、処理	21
第3節	し尿などの発生	24
第4節	仮設トイレの設置	24
第5節	し尿などの収集運搬、処理	25
第3章	災害廃棄物処理(片付けごみなど)	
第1節	災害廃棄物(片付けごみ)の回収	27
第2節	危険物、有害廃棄物・処理困難物、貴重品、思い出の品などについて	28
第3節	処理・処分	29
第4節	災害廃棄物の処理フロー	32
第5節	損壊家屋等の撤去など	32
第6節	処理業務の進捗管理	35
第3編	災害等廃棄物処理事業費補助金と関連事務	
第1章	災害等廃棄物処理事業費補助金	
第1節	災害等廃棄物処理事業とは	36
第2節	廃棄物処理施設災害復旧事業とは	37
第3節	災害報告書について	38
第4編	巻末資料	
資料1-1	災害廃棄物処理実行計画	41
資料2-1	災害廃棄物の発生量の推計方法	
1	損壊家屋等の撤去等に伴い生じる災害廃棄物の発生量の推計方法	43
2	避難所ごみの発生量の推計方法	46
3	し尿の発生量の推計方法	47

資料3-1	仮置場について	.....	49
資料4-1	既存施設における処理可能量の試算	.....	58

# 第1編 総則

## 第1章 背景及び目的

早川町(以下、本町)の地質構造は、南北に細長い帯状の構造で、概ね町の西側から形成が古く、赤石山地をつくる四万十層群(中生代白亜紀後期～新生代古第三紀の付加体)が露出し、早川に沿って南北に走る糸魚川―静岡構造線の東側は御坂層群(新生代新第三紀の付加体)、早川下流には富士川層群(新生代新第三紀)が分布する。変成作用を蒙った四万十層群は、剥離性が強い岩石からなるV字谷を形成し、山地崩壊を起こしやすい。また御坂層群・富士川層群は海底火山堆積物で構成され地すべり・山くずれが多く、いつ災害が発生してもおかしくない状況である。

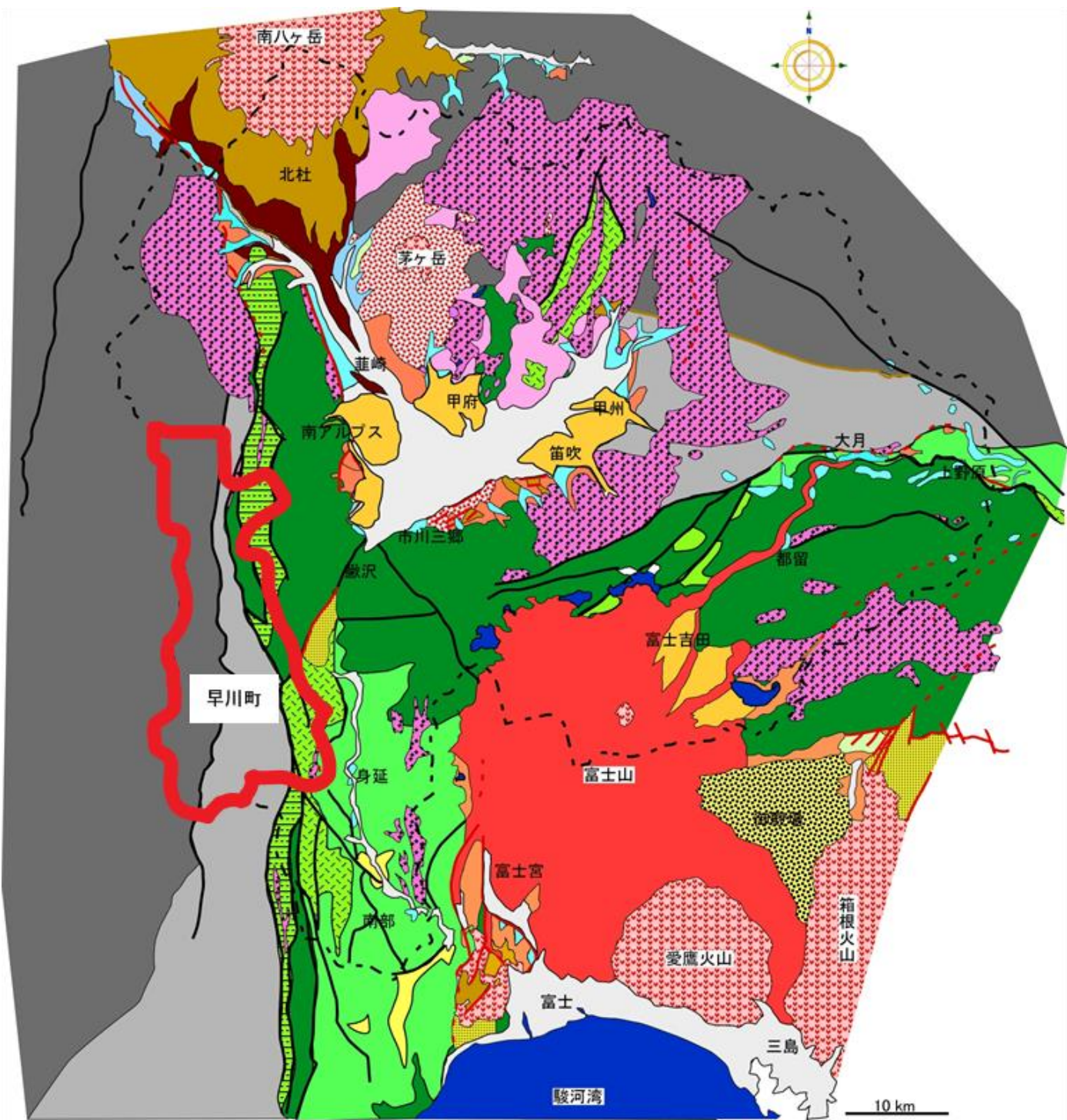
このような状況下で地震災害や台風災害等の大規模災害が発生した場合、通常的生活ごみに加え、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿のほか、被災した家屋等から発生する災害廃棄物など、一時的に大量の廃棄物が発生する可能性がある。

全国では、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)、平成27年9月関東・東北豪雨、平成28年熊本地震、令和元年台風15号及び19号など、近年多くの災害に見舞われ、災害時に発生した大量の廃棄物の処理には、多大な経費と労力が費やされてきた。

国においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律137号 以下「廃棄物処理法」)の改正や、平成26年3月(平成30年3月改定)の「災害廃棄物対策指針」の策定などにより、市町村が災害時の廃棄物処理対策に取り組む為の環境整備が進められてきた。

この為、早川町災害廃棄物処理計画(以下、本計画)では、町内において発生が想定される大規模災害等に伴う災害廃棄物の処理について、基本的な流れを整理し、災害時における廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保する為に策定するモノである。

なお、早川町地域防災計画等や被害想定が見直された場合、防災訓練等を通じて内容の変更が必要と判断した場合など、必要に応じて適宜見直すモノとする。



山梨県の地質概略図  
(杉山ほか(1997)を一部改訂)

- |           |                        |       |                |
|-----------|------------------------|-------|----------------|
| 完新世       | 河川成～湖沼成堆積物             | 第四紀火山 | 完新世火山噴出物       |
|           | 扇状地性・崖錐堆積物             |       | 後期更新世火山噴出物     |
| 後期更新世     | 低位段丘堆積物                |       | 岩層なだれ堆積物       |
|           | 中位段丘堆積物                |       | 中期～後期更新世火山     |
| 中期更新世     | 高位段丘堆積物<br>湖沼成～河川成堆積物等 |       | 岩層なだれ堆積物       |
| 前期更新世～鮮新世 | 堆積岩類                   |       | 前期～中期更新世火砕流堆積物 |
|           | 主に鮮新統<br>火山岩・堆積岩類      |       | 前期更新世～鮮新世火山岩   |
| 新第三紀      | 主に中新統<br>火山岩・堆積岩類      |       | 新第三紀花崗岩・侵入岩類   |
| 古第三紀      |                        |       | 活断層            |
| 先古第三紀     | 付加体堆積岩                 |       | 断層 (破線部は推定)    |

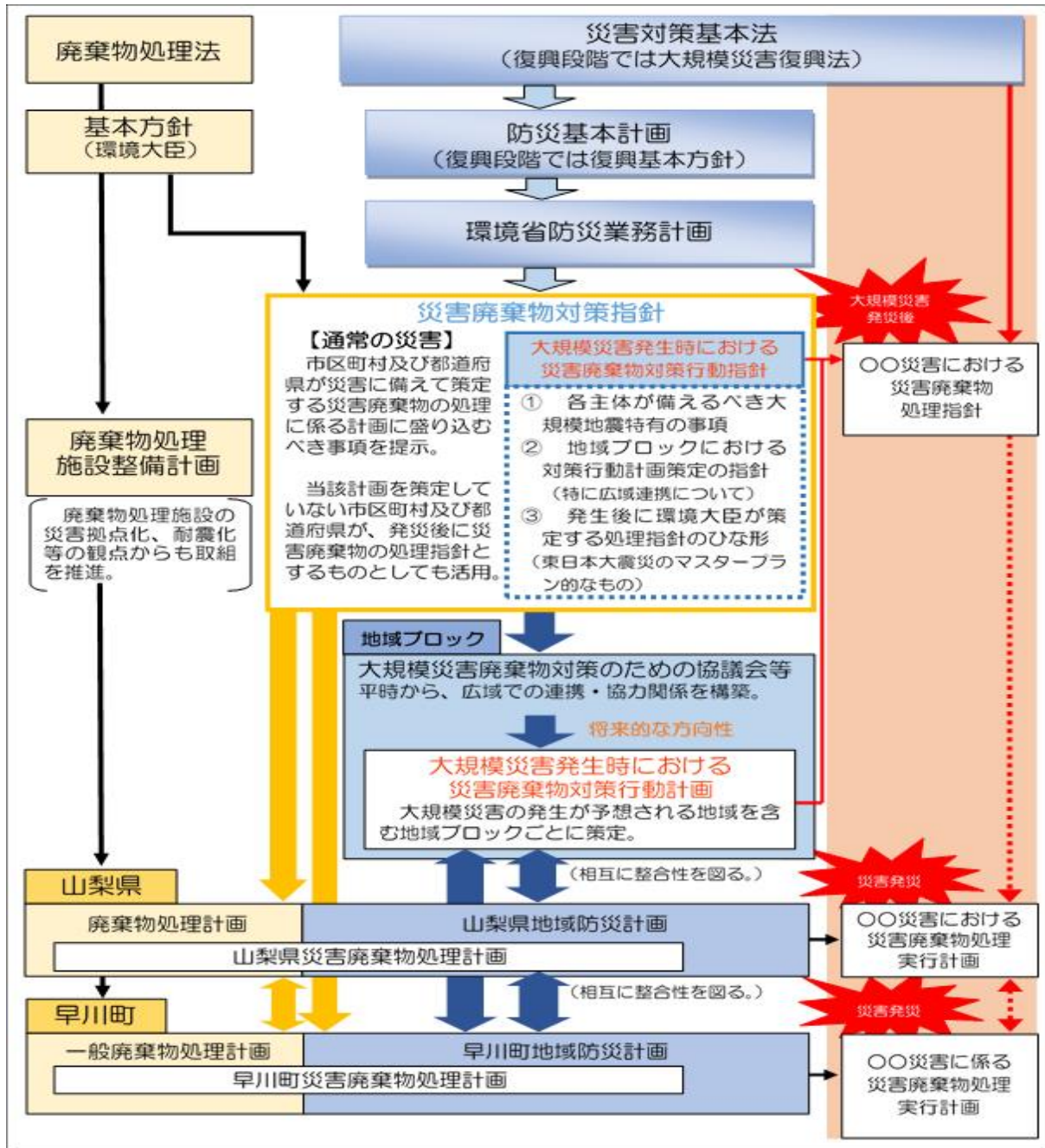


## 第2章 基本的事項

### 第1節 計画の位置付け

本計画は、環境省において策定された「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、「早川町一般廃棄物処理計画」、「早川町地域防災計画」及び「山梨県災害廃棄物処理計画」との整合を図り、災害廃棄物の処理に関する町の基本的な考え方と、具体的な対応方針を示すモノである。

図1-1 本計画の位置付け



出典：「災害廃棄物対策指針(改訂版)」(平成30年3月 環境省)

## 第2節 計画の対象とする災害

本計画では、地震災害、風水害その他自然災害を対象とする。

地震災害については地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する火災・爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とする。

風水害については、大風等の風による被害の他、大雨、台風、雷雨等による多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れ等の被害を対象とする。

## 第3節 想定される災害と被害の概要

### (1) 地震災害

「山梨県地震被害想定調査結果」(令和5年)による調査結果に基づき、南海トラフ巨大地震による被害想定を参考にする。

南海トラフ巨大地震による損壊家屋等の撤去等に伴い生じる災害廃棄物の発生量の推計方法及び推計数値は、「巻末資料2-1 災害廃棄物等の発生量の推計方法 (1)推計方法(地震)」に記載する。

### (2) 台風や集中豪雨による風水害

台風や短期間の集中豪雨による土砂崩れ、浸水等により、建物に被害が発生した場合は「巻末資料2-1 災害廃棄物等の発生量の推計方法 (5)推計式(水害)」を参考にする。

※水害による災害規模予測、災害廃棄物見込量等については「山梨県災害廃棄物処理計画」が更新され次第本計画も随時更新する。

表1-1 土砂災害警戒区域等の早川町の指定状況の概要

急傾斜地の崩壊		土石流		地滑り		合計	
土砂災害警戒区域	うち特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち特別警戒区域	土砂災害警戒区域	うち特別警戒区域
121区域	114区域	37区域	33区域	11区域	0区域	169区域	147区域

出典：「土砂災害警戒区域等の市町村別指定状況一覧表」(令和2年4月 山梨県)

### (3) その他自然災害

雪害や火山灰による損壊家屋等。

※火山噴火の発生により、大量の火山灰などの発生が懸念される。しかし、火山灰は「廃棄物処理法」における廃棄物に該当しない。災害時においては、宅地に降った火山灰は所有者又は管理者が対応する事が原則である。しかし、火山灰と災害廃棄物が混合状態となり、分離が難しくなるなど、一般の町民では対応が困難な場合においては、国や県と協議して指示を得ながら庁内他部局と連携して処理を行うモノとする。

## 第4節 災害廃棄物について

災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみに加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿、災害廃棄物(片付けごみを含む)の処理が必要となる。

本計画で対象とする廃棄物及びその性状は、表1-2から表1-5に示す通りである。

表1-2 本計画で対象とする廃棄物

災害時に発生する廃棄物の種類		概要	本計画の対象
一般廃棄物	生活ごみ	被災した住民の排出する生活ごみ	○
		通常生活で排出される生活ごみ	
	避難所ごみ	避難所で排出される生活ごみ	○
	し尿	被災施設の仮設トイレからのし尿	○
		通常家庭のし尿	
	災害廃棄物	道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物	○
		損壊家屋等から排出される家財道具(片付けごみ)	○
		損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物	○
		その他、災害に起因する廃棄物	○
	事業系一般廃棄物	被災した事業場からの廃棄物	○
事業活動に伴う廃棄物(産業廃棄物を除く)			
産業廃棄物		廃棄物処理法 第2条4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物	

※生活ごみ、避難所ごみ及びし尿(仮設トイレ等からの汲み取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く)は災害廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

表1-3 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物の種類

種類	内容
生活ごみ	住民の生活で発生するごみ。 被災規模が小さい地域からも発生する。
避難所ごみ	開設した避難所から発生するごみ 支援物資の消費により発生する為、容器包装に係る物や衣類等が大きく含まれる。
し尿	仮設トイレ(災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称)等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

※出典：「災害廃棄物対策指針(改訂版)」(平成30年3月 環境省)を基に一部加筆・修正



表1-4 災害廃棄物の種類

種類	備考
可燃物 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物。 可燃物の腐敗・発酵が進むと内部の温度が上昇し、火災の恐れがある。
木くず	柱・はり・壁材等の廃棄物。リサイクル先に搬出する為には、釘・金具などの除去が必要になる。 火災防止措置を検討する必要がある。
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用出来なくなった物。 粉砕機で処理するのに時間が掛かる。腐敗が進行すると悪臭を発する。
不燃物 不燃系混合	分別することができない細かなコンクリートや木くず、木材、プラスチック、ガラス、土砂(土砂崩れにより崩落した土砂など)屋根瓦などが混在し、概ね不燃系の廃棄物
コンクリート がら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど。リサイクル先に搬出する為には、可燃物・鉄筋類の除去・破砕などが必要になる。
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など。スチール家具なども含まれる。
廃家電など (家電4品目)	被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機)で、災害により被害を受け使用できなくなった物
小型家電 その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなった物
腐敗性廃棄物	被災家屋などから排出される食品など
有害廃棄物 危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA(クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物)・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
その他、 適正処理が困難 な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)、漁網、石こうボード、廃船舶(災害により被害を受け使用できなくなった船舶)など

※出典：「災害廃棄物対策指針(改訂版)」(平成30年3月 環境省)を基に一部加筆・修正

表 1-5 災害廃棄物の性状

項目	地震	水害
発生箇所 (時期)	・地盤や土地利用等の状況によって変化(耐震性の低い建物が被災) ・突発的に発生	・土砂災害は山麓部に被害が集中 ・夏～秋を中心に発生(集中豪雨や台風時期)
廃棄物組成の 特徴	・全壊等の建物撤去による物が中心 ・瓦・コンクリートブロックなど、不燃物の排出が多い ・片づけごみは、割れ物、家具、家電類が比較的多い	・大量の生木、流木等が発生する。 ・災害廃棄物と土砂が混合する(土砂災害) ・建物解体は比較的少ない ・片づけごみは、水分・土砂等を含んだ畳・敷物・衣類・木くずや大型ごみ(家具等)が発生
片づけごみの 排出状況	・家から壊れた物を排出し、必要な物は家の中で保管する →比較的分別されて排出されやすい	・床下の泥だしや消毒乾燥の為、家から物を一旦排出し、必要な物を取り出す →比較的分別されにくい
特に注意が 必要な事	・比較的広範囲が被災するため、災害廃棄物発生量が多い ・倒壊家屋解体は重機使用	・水分、泥等を含む為、ごみ出しが困難 ・水分を含む為、腐敗しやすく、悪臭・汚水発生に注意 ・分別排出が困難な為、集積場では大まかな分類を実施

※出典：「災害廃棄物処理の概要について」(令和3年7月 環境省 近畿地方環境事務所)を基に一部加筆・修正

## 第5節 処理主体

### (1)各主体の役割

#### 1. 本町

災害廃棄物は一般廃棄物に位置づけられ、その処理は本町が主体となって処理を行う。本町及び峡南衛生組合は、平時から災害時の対応について協議し、協力・連携体制を構築し、体制整備を図る。

本町が被災していない場合は、被災市町村からの要請に応じて、人材及び資機材の応援を行う。

#### 2. 峡南衛生組合

峡南衛生組合は、焼却施設及びし尿処理施設で災害廃棄物を適正に迅速な処理を円滑に実施する。また、廃棄物の分別や中間処理に係る指揮または助言を行い、本町を含む構成町と連携して廃棄物の処理をする。

#### 3. 山梨県

県は、本町が適正な災害廃棄物の処理を行える様に、災害の被害状況や対応状況などを踏まえた技術的支援及び各種調整を行う。

また、災害により甚大な被害を受け、本町の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した際、地方自治法の第252条の14の規定に基づき、本町が県へ事務の委託を行った場合、本町に代わり県が直接、廃棄物の処理の一部を担う事がある。

#### 4. 事業者

事業者は、事業場から排出される廃棄物の適正に迅速な処理を円滑に行えるように努める。

山梨県と災害時の協力協定を締結している関係機関・団体は、県の要請に応じ、速やかに支援などの協力を行える様に努める。

また、危険物及び有害物質などを含む廃棄物やその他の適正処理が困難な廃棄物などを排出する可能性のある事業者は、主体的な適正処理に努める。

#### 5. 町民・災害ボランティア

本町が災害廃棄物の適正に迅速な処理を円滑に行えるよう、町民及び災害ボランティアは廃棄物の分別の徹底や搬入を行うなどの役割に努める。

また災害ボランティアは、本町と連携し、被災者支援などを行う。

## 第6節 災害廃棄物処理の基本方針

災害時においても、出来る限り平時に近い状態で廃棄物の適正に迅速な処理を行い、また公衆衛生と環境保全を確保する為、以下の災害廃棄物処理の基本方針を踏まえて、具体的な取り組みを進めていく。

災害が発生した場合は、この基本方針に基づき、災害の規模及び特徴などを踏まえて、具体的な処理方針を速やかに定める。

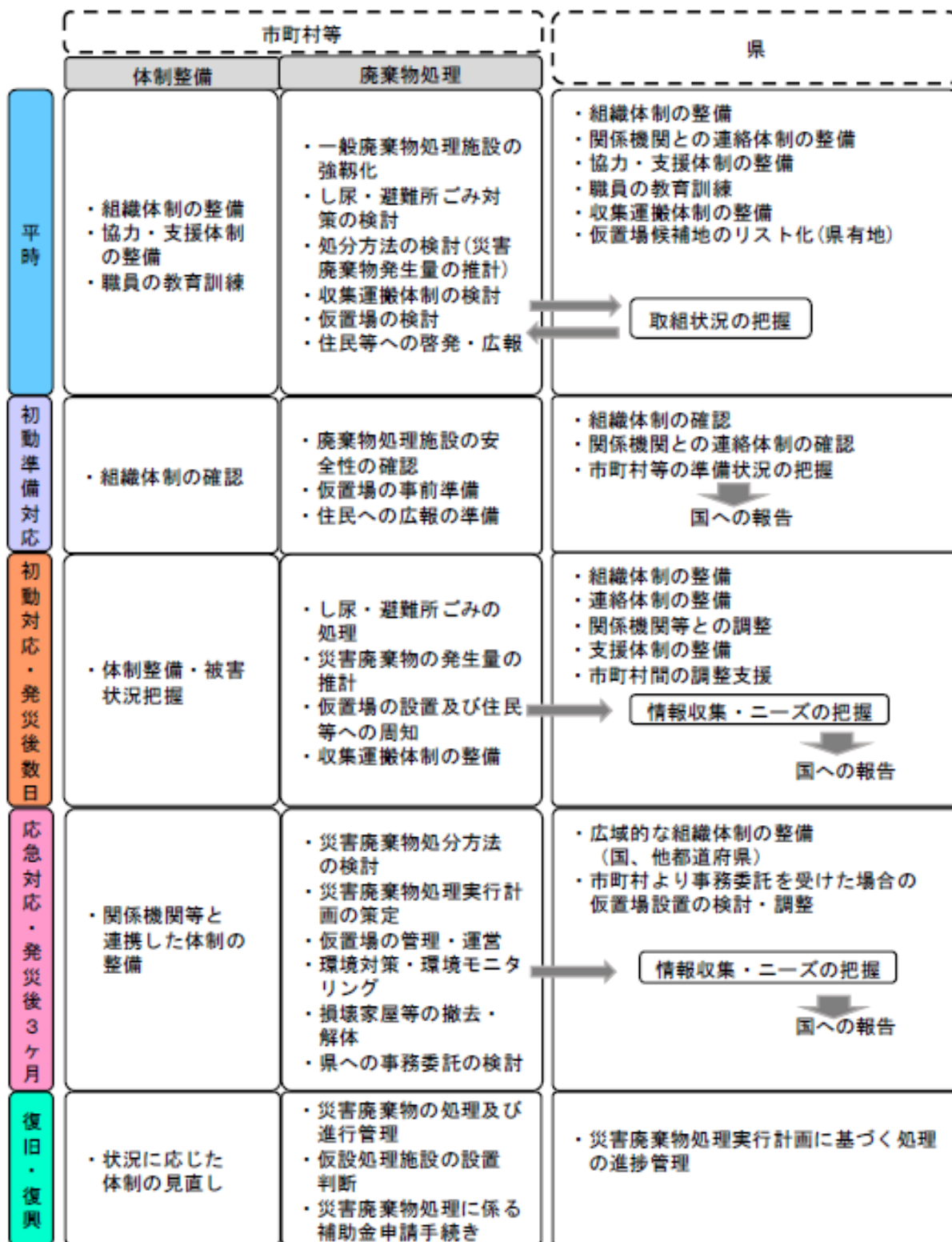
表 1-6 災害廃棄物処理の基本方針

1 適正かつ迅速な処理	町民の生活再建の早期実現を図る為、時々刻々変化する状況に対応しながら、迅速な処理を行う。町は処理期間を定め、広域での処理が必要な場合は、県と協力して周辺や広域での処理を進める。
2 リサイクルの推進	徹底した分別・選別により可能な限り再生利用を推進し、埋立処分量の削減を図る。再資源化した物は復興資材として有効活用する。
3 環境に配慮した処理	災害時において周辺環境に配慮し、適正処理を推進する。
4 衛生的な処理	生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とする。災害廃棄物については、有害性や腐敗性を踏まえて、処理の優先度の高いものから迅速に撤去及び処理を進める。
5 安全作業の確保	住宅地での撤去等の作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理事業者の安全の確保を徹底する。
6 経済性に配慮した処理	最小の費用で最大の効果が見込める処理方法を選択する。
7 関係機関・関係団体や町民、事業者、災害ボランティアとの協力・連携	早期の復旧・復興を図るため、国、県、他市町村、一部事務組合、関連機関・関係団体等と協力・連携して処理を推進する。また、町民や事業者、災害ボランティアに様々な情報を提供し、理解と協力を得て処理を推進する。

## 第7節 処理の流れ

災害廃棄物処理における県及び市町村などの行動内容を図 1-2 に示す。  
また、発災後の時期区分と特徴を表 1-7 に示す。

図 1-2 処理体制と行動内容



出典：「山梨県災害廃棄物処理計画」(令和3年3月 山梨県)

表 1-7 発災後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
平時	災害の発生に備える期間	災害発生前
初動準備 対応	災害の発生が予見できる場合(風水害など)において初動対応を準備する期間	
初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う)	発災後数日間
応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)	～ 3週間程度
応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～ 3ヵ月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)	～ 3年程度

※時間の目安は災害規模によって異なる(東日本大震災クラスの場合を想定)  
 出典:「災害廃棄物対策指針(改定版)」(平成30年3月 環境省)

## 第2編 災害廃棄物対策

### 第1章 災害廃棄物処理の組織体制

#### 第1節 組織体制・指揮命令系統

##### (1) 災害廃棄物対策組織

災害廃棄物の処理などに関する業務は、「早川町地域防災計画(資料編)」の「早川町災害対策本部活動要領」に基づき、災害時には町民課を環境・衛生部とし、町民課長を統括責任者である環境・衛生部長とする。

災害廃棄物の処理は災害の規模、建物や処理施設等の被災状況等によっては、環境担当のみでは対応が困難となる事から、災害対策本部や関係部局との連携において必要な人員の確保のほか、県内における協力・支援体制、広域的な相互協力体制について、平時から関係機関・団体との連携を図り、必要な場合は受援(人的・物的支援)を要請する。

なお、発災後には、災害の規模や被災状況等を勘案するとともに、災害時における重点業務は時間の経過とともに変化する為、処理の進捗等に応じて組織体制を見直し、対応する。



図 2-1 早川町災害対策本部図

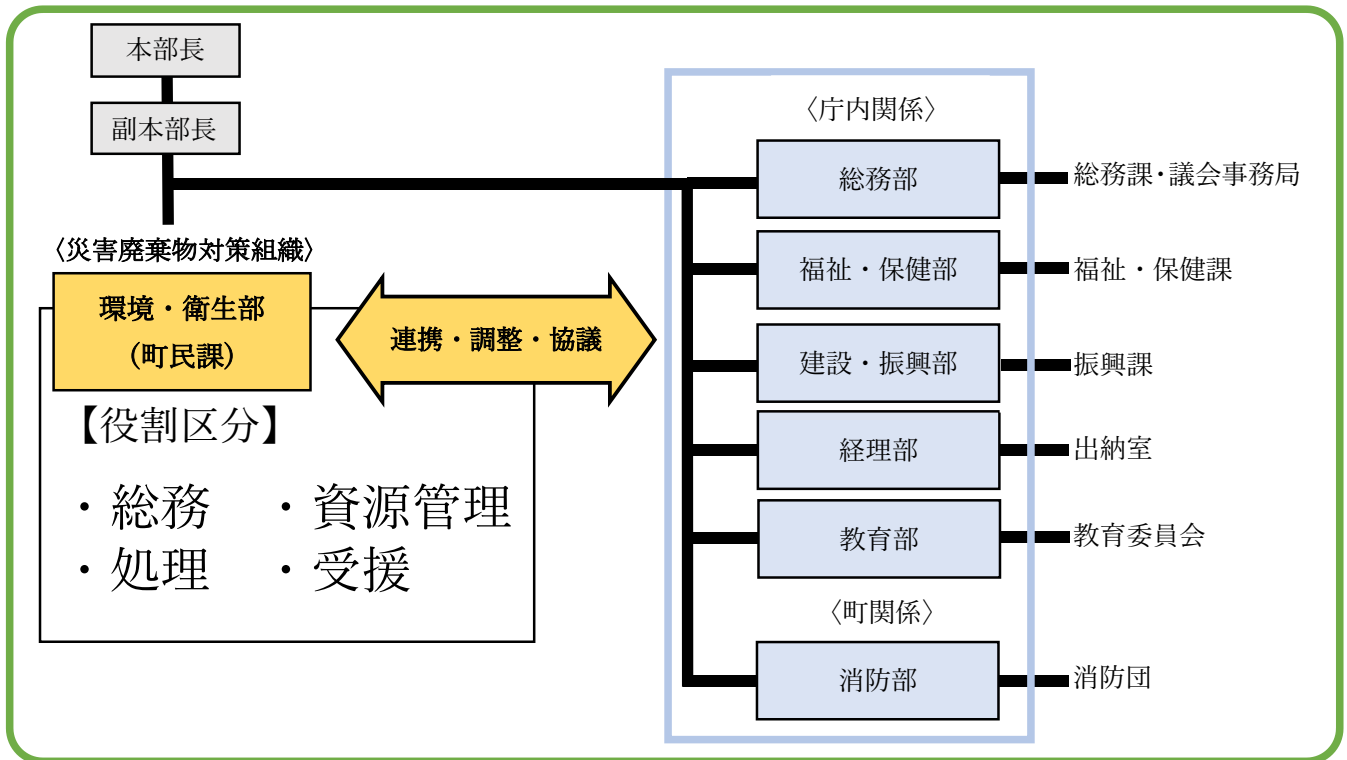
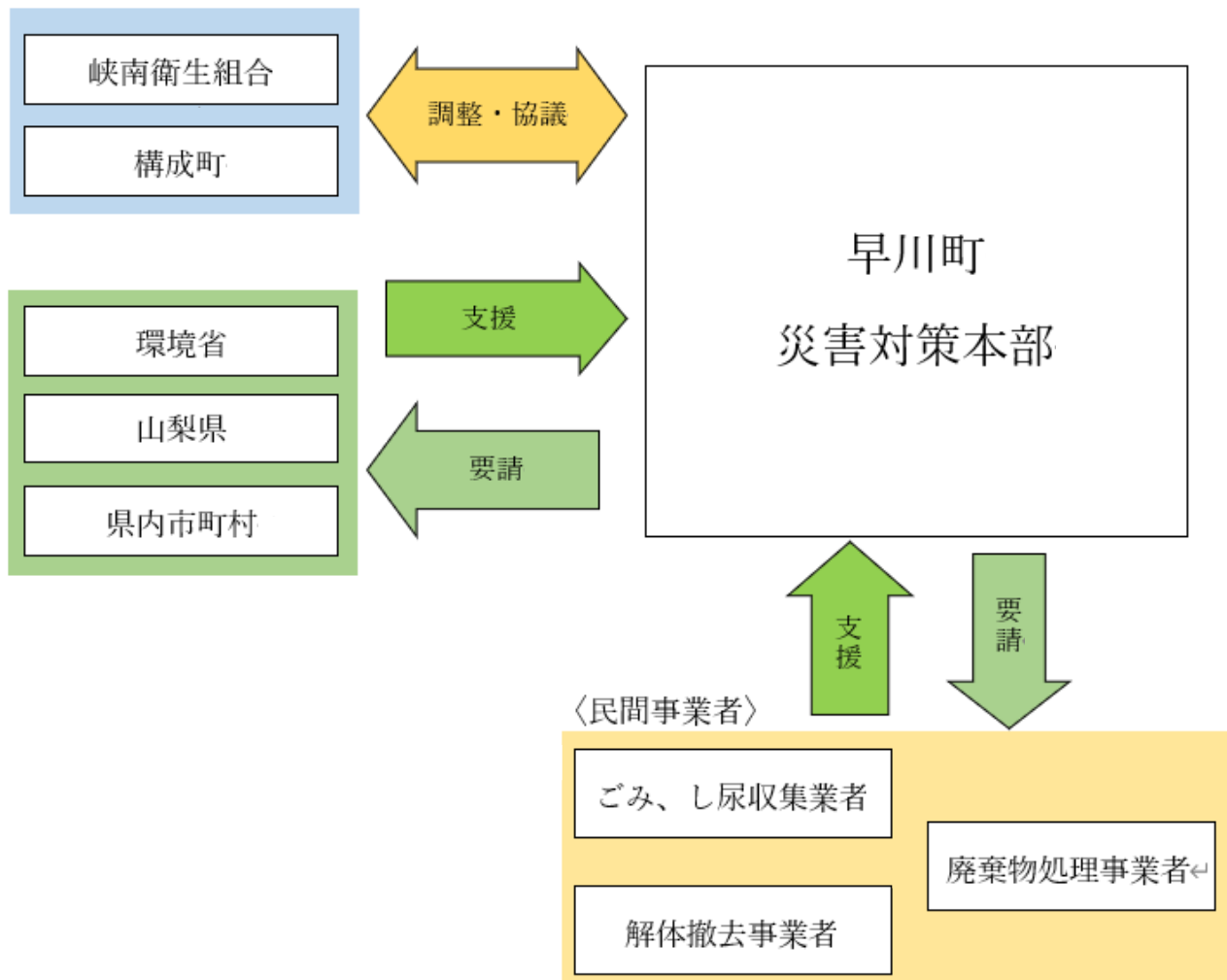


図 2-2 災害廃棄物対策組織図



## (2) 災害廃棄物対策担当部の業務内容

下記業務は環境・衛生部が中心となって行うが、必要に応じて他部からの応援や各担当からの人員の確保、その他支援者の配置が必要である。

また各業務に必要な人数は、時間の経過とともに変わる為、各業務の円滑な履行を行うべく、組織体制は随時見直しを行う。

表 2-1 環境担当の業務

役割	種類	主な業務内容	連携する関係他部
総務	総合調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員の参集状況の確認と配置の決定</li> <li>○指揮命令、総括及び調整会議の運営</li> <li>○災害対策本部、各部・担当との連絡調整</li> <li>○災害廃棄物処理実行計画の策定               <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の発生量の把握と要処理量の推計</li> <li>・必要な仮置場の面積や施設の処理能力の把握</li> </ul> </li> <li>○全般に関する進行管理</li> <li>○その他業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部</li> <li>○総務部</li> <li>○経理部</li> </ul>
	財務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予算管理(要求、執行)</li> <li>○業務の発注状況の管理</li> <li>○国庫補助のための災害報告書の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経理部</li> </ul>
	渉外	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係行政機関との連絡調整、協議、情報提供</li> <li>○民間事業者との連絡調整、協議、情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部</li> <li>○総務部</li> </ul>
	広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町民や災害ボランティア等への広報</li> <li>○町民や災害ボランティア等からの問い合わせ、苦情対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部</li> <li>○総務部</li> </ul>
管理資源	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一次仮置場の確保・設置</li> <li>○一時仮置場の管理・運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部</li> <li>○建設・振興部</li> </ul>
	施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○処理施設の被害情報の把握</li> <li>○処理施設の復旧</li> <li>○被災施設の代替処理施設の確保</li> <li>○必要資機材の確保・管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部</li> <li>○総務部</li> <li>○建設・振興部</li> </ul>
処理	処理処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所ごみの収集・運搬、処理</li> <li>○し尿の収集・運搬、処理</li> <li>○道路啓開に伴う廃棄物対応</li> <li>○公共施設の解体対応</li> <li>○家屋撤去対応(窓口業務、り災証明交付業務との連携、撤去現場立会い)</li> <li>○災害廃棄物の収集・運搬、処理</li> <li>○最終処分に関する調整</li> <li>○復興資材利用先に関する調整、選別後物の品質管理</li> <li>○処理困難物の処理</li> <li>○処理に関する進行管理(処理済量、搬出予定量)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部</li> <li>○総務部</li> <li>○建設・振興部</li> </ul>
	環境指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間事業者の指導</li> <li>○不法投棄、不適正排出対策</li> <li>○仮置場における環境モニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部</li> <li>○総務部</li> </ul>
受援	受入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援の受入管理(学識経験者、他自治体、事業者団体等)、受援内容の記録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部</li> <li>○総務部</li> </ul>
	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受け入れた支援の配置先管理、支援側と受援側のマッチング</li> </ul>	

## 第2節 情報収集・連絡

### (1) 災害時

1. 平時において検討した連絡・通信手段を確保し、連絡体制を確立する。災害廃棄物処理等に必要な情報を入手する。
2. 災害対策本部からの被災状況のほか、廃棄物処理施設の被災状況等、災害廃棄物処理に係る情報を集約し、各部署で共有するとともに、関係機関への必要な連絡を行う
3. 発災時、復旧・復興時における環境保全の重要性について適切な広報活動が行われるよう努める。

### (2) 平時

1. 発災時に情報収集、連絡等が迅速かつ的確に行われるよう、連絡窓口一覧表を作成。新年度などで随時更新をする。
2. 電話、防災無線(地上系、移動系、中継用無線等)衛星電話等を調達、連絡手段を準備し、情報連絡体制の充実強化や関係機関等との緊密な防災情報体制を確保する。
3. 峡南衛生組合、収集運搬業者等の関係機関との災害時の連絡方法を確認する。

表2-2 発災直後から収集する情報

※情報の入手する時期の区分は表1-9を参照

分類	収集が必要な情報	時期	入手先
生活ごみ 避難所ごみ	○避難所・医療救護所の開設場所、開設数、避難所・医療救護所ごとの避難者数	初動～	災害対策本部 総務部
	○避難所ごみの発生量(推計値)	〃	環境・衛生部
	○道路の被災状況、道路啓開の状況、復旧の状況	〃	総務部 建設・振興部 国土交通省 峡南国道出張所 山梨県 峡南建設事務所
	○ごみ収集運搬車両の被災状況と稼働台数	〃	民間事業者
	○ごみ集積所の状況(ごみの排出状況)	〃	環境・衛生部
	○一般廃棄物処理施設の被災状況と稼働可否、復旧見通し	〃	峡南衛生組合
し尿	○避難所・医療救護所の開設場所、開設数、避難所・医療救護所ごとの避難者数	初動～	災害対策本部 総務部
	○仮設トイレの設置場所、設置数、不足数	〃	総務部 建設・振興部 環境・衛生部
	○道路の被災状況、道路啓開の状況、復旧の状況	〃	総務部 建設・振興部 国土交通省 峡南国道出張所 山梨県 峡南建設事務所
	○下水道施設の被災状況	〃	環境・衛生部
	○し尿処理施設の被災状況、搬入可否、復旧見通し	〃	峡南衛生組合
	○し尿収集必要量(推計値)	〃	環境・衛生部
	○し尿等収集運搬車両の被災状況と稼働台数	〃	民間事業者

災害廃棄物	○道路の被災状況、道路啓開の状況、復旧の状況	初動～	総務部 建設・振興部 国土交通省 峡南国道出張所 山梨県 峡南建設事務所
	○建物の被災状況(全壊、半壊、焼失棟数、床上・床下浸水)	〃	総務部 建設・振興部
	○一般廃棄物処理施設の被災状況と稼働可否、復旧見通し	初動	峡南衛生組合
	○空地の被災状況	〃	総務部 教育部
	○一次仮置場の情報(設置場所、面積、圧迫状況等)	〃	環境・衛生部
	○重機、収集運搬車両等の確保状況	応急～	総務部 建設・振興部 民間事業者
	○建物の撤去等の状況(撤去棟数、撤去済棟数)	〃	総務部 建設・振興部
	○災害廃棄物の発生量、広域処理必要量	〃	環境・衛生部
	○一次仮置場の災害廃棄物の保管状況	〃	環境・衛生部
	○一次仮置場からの災害廃棄物の搬出量、処理量	〃	環境・衛生部
	○り災証明書の発行状況	復旧～	総務部 消防署
	○二次仮置場の情報(設置場所、面積、圧迫状況等)	〃	環境・衛生部
	○二次仮置場の災害廃棄物の保管状況	〃	環境・衛生部
	○二次仮置場からの災害廃棄物の搬出量、処理量	〃	環境・衛生部

### 第3節 関係主体との協力支援体制

県や県内市町村・一部事務組合、国や専門機関、廃棄物処理事業者等の民間事業団体等、各主体との連携体制の構築し、災害廃棄物进行处理する。

また、その他に警察、消防、自衛隊等とも連携し、撤去作業等の対応を行う。

#### (1) 県内連携

災害廃棄物処理の為の人員や資機材が不足する等、本町が単独で対応しきれない場合は、災害支援協定に基づき、県や県内市町村へ支援を要請し、連携して対応する。一部事務組合はごみ処理に係る技術や経験を活かし、廃棄物の処理を行う。

#### (2) 事業者との連携

大量の災害廃棄物が発生した場合、本町では処理が出来ない事や収集・運搬の人員や資機材が不足する事が想定される。

災害協定を締結している建設事業団体や廃棄物事業者等に協力・支援要請を行い、倒壊した建物や災害廃棄物の撤去を進める等、災害廃棄物の収集運搬・処理体制を整備する。

### (3) 国、専門機関による支援

D. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）は、環境省・関東地方環境事務所を中心とし国立環境研究所その他専門機関、関係団体から構成され、災害廃棄物処理の支援体制として設置されている。必要に応じてD. Waste-Netへ人材・資機材の支援を要請し災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進める。

### (4) 自衛隊・消防・警察等との連携

発災初動期においては、最優先事項である人命救助の為、自衛隊・消防・警察等との連携のもと、その活動に配慮しながら必要に応じて道路上の災害がれきの撤去や倒壊家屋の解体撤去等を行う。

また、人命救助やライフラインの確保の為の災害廃棄物の撤去対策、思い出の品の保管対策、貴重品等の搬送・保管対策、不法投棄の防止対策、有害物質や危険物質による二次災害等に留意する。

表 2-3 主な関係主体と支援内容(例)

関係主体	支援内容(例)
県内市町村	○生活ごみ、避難所ごみ、し尿、災害廃棄物の収集・運搬の為の人員・車両の派遣、 仮置場や処理施設への収集運搬の実施 ○仮置場の受付、災害廃棄物処理の事務作業支援 ○町民窓口対応
県	○県内市町村間連携の為の調整 ○収集・運搬、処理に関する支援要請 ○災害廃棄物処理に関する技術的助言 ○仮置場としての県有地の提供 等
峡南衛生組合	○生活ごみ、避難所ごみ、し尿、災害廃棄物の施設での受入 等
民間事業者団体 (協定締結事業者を含む)	○生活ごみ、避難所ごみ、し尿、災害廃棄物の収集・運搬の為の人員・車両の派遣、 仮置場や処理施設への収集運搬の実施 ○仮置場の管理・運営、荷下ろし補助、重機等の資機材の提供 ○災害廃棄物の処理(広域処理を含む)
国・専門機関	○広域処理に関する調整 ○災害廃棄物処理に関する技術的助言 ○補助金・査定対応等の事務対応に関する指導・助言
自衛隊	○道路啓開時の災害廃棄物の除去 ○倒壊家屋の解体撤去
警察	○道路啓開時の災害廃棄物の除去 ○仮置場での盗難、不法投棄の防止パトロール ○貴重品や有価物等の引渡し
消防	○道路啓開時の災害廃棄物の除去 ○仮置場での火災防止活動



## 第4節 一般廃棄物処理施設の状況

早川町は、一般廃棄物などを峡南衛生組合に持ち込み、処理を行っている。

表 2-6 峡南衛生組合(焼却施設)

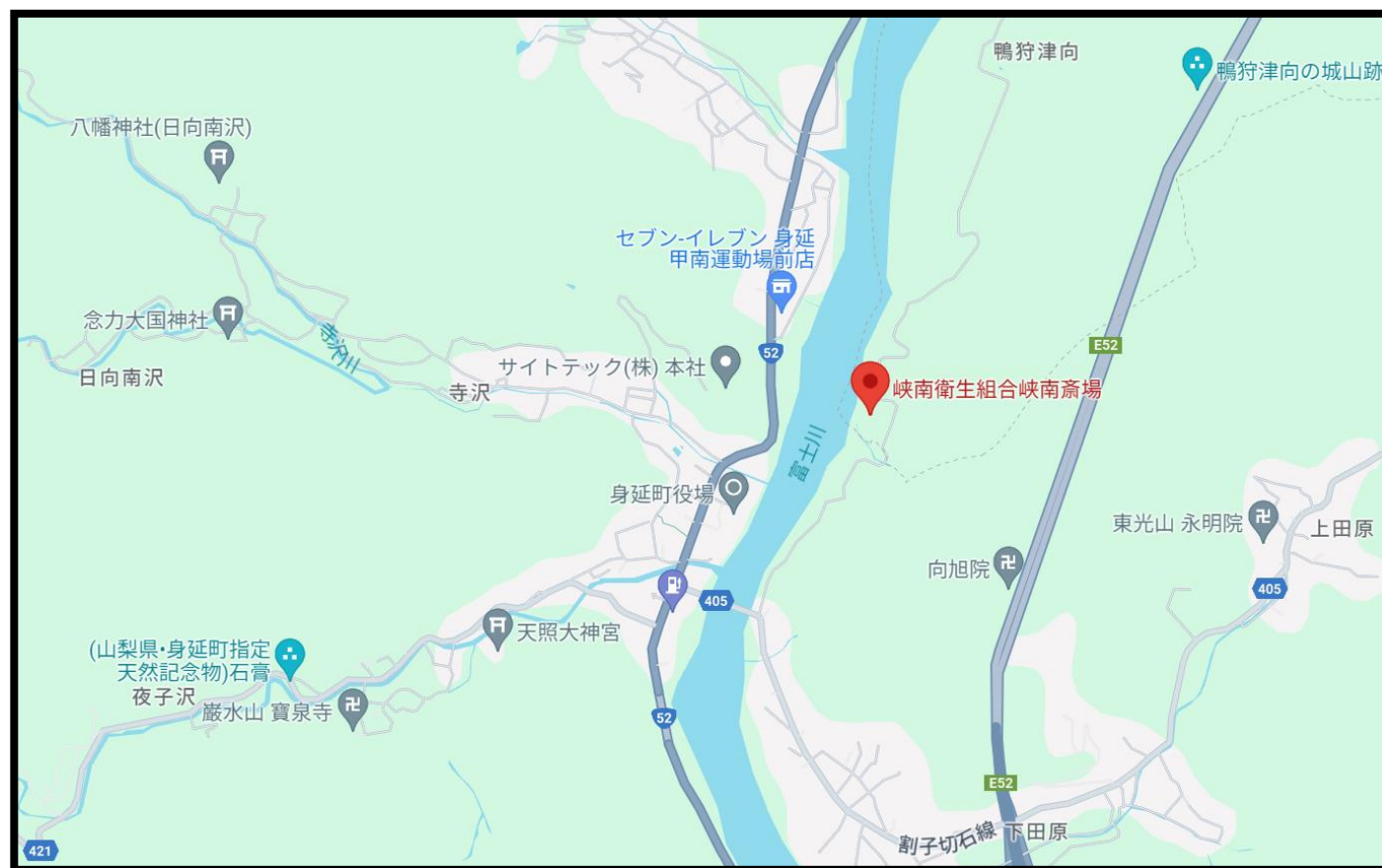
施設名	年間処理量 (t/年)	公称能力 (t/日)	対象廃棄物	処理方式
峡南衛生組合 ごみ焼却施設	6024	30	可燃ごみ し尿処理残渣	ストーカ式 (可動)

峡南衛生組合(し尿処理施設)

施設名	年間処理量 (kl/年)		公称能力 (kl/日)	処理方式		資源化能力
				汚水処理	汚泥処理	
峡南衛生組合 し尿処理場	し尿	浄化槽汚泥	40	膜分離	脱水、焼却	0
	704	4754				

出典：「一般廃棄物処理実態調査」(令和4年度、環境省)

図 2-3 峡南衛生組合の場所



## 第5節 一般廃棄物処理施設の被害状況の把握

災害廃棄物の迅速で円滑な処理を行う観点から、ごみ処理施設等の被害状況の把握を行う。

### (1) 災害時

- ・一般廃棄物処理施設の運営・管理者に連絡し、被災状況や稼働状況などを確認する。

## (2) 平時

- ・発災後に委託先の施設の被災状況や稼働状況などを速やかに確認する事が出来る様に運営・管理者の連絡先一覧表を作成する。

## 第6節 各種協定

発災後は、県や本町が締結している各種協定に基づき、関係主体と連携を図りながら、適正かつ円滑・迅速に災害時に廃棄物処理を進める。

また、平時から本計画や関係主体が実施する演習や訓練等を通じて協定内容の点検見直しを行う。

表 2-4 で自治体間で締結している災害時支援協定、表 2-5 で民間事業者団体と締結している災害時支援協定を示す。

### (1) 災害時

1. 各種協定に基づき、協定締結先に必要な支援の要請を行う。  
支援要請に当たっては、支援実施までに時間を要する事が想定される。発災時には、必要な支援を速やかに把握し、協定締結先に要請する。

### (2) 平時

1. 過去の災害時の対応を状況や全庁もしくは関係団体と定期的実施する演習・訓練等の結果を踏まえ、協定内容の点検や見直しを行う。
2. 不備な点は、各種協定を所管している部局と協議・調整し、適宜協定内容の見直しを行う。

表 2-4 自治体間で締結している災害時支援協定

協定名	協定先名		連絡先
早川町と品川区との災害時における相互援助に関する協定	東京都	品川区	03-3777-1111
災害時における相互応援に関する協定	長野県	小諸市	0267-22-1700
		佐久市	0267-62-2111
		佐久穂町	0267-86-2525
		小海町	0267-92-2525
		川上村	0267-97-2121
		南牧村	0267-96-2211
		南相木村	0267-78-2121
		北相木村	0267-77-2111
	山梨県	甲府市	055-237-1161
		韮崎市	0551-22-1111
		甲斐市	055-276-2111
		昭和町	055-275-2111
		北杜市	0551-42-1111
		中央市	055-274-1111

災害時における相互応援に関する協定	山梨県	南アルプス市 市川三郷町 南部町 富士川町 身延町	055-282-1111 055-272-1101 0556-66-2111 0556-22-7209 0556-42-2111
	静岡県	静岡市	054-254-2111
峡南広域消防相互応援協定	山梨県	市川三郷町 南部町 富士川町 身延町	055-272-1101 0556-66-2111 0556-22-7209 0556-42-2111

表 2-5 民間事業者団体と締結している災害時支援協定

協定名	締結先
災害時における相互物資供給に関する協定	NPO 法人 コメリ災害対策センター
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社 ZENRIN
災害時における公共施設等の応急対策業務に関する協定	早川町建設安全協議会
災害時に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社
災害時における被害家屋状況調査に関する協定	(公益社団法人)山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士会 及び山梨県土地家屋調査士会
災害廃棄物の収集・運搬・処分に関する協定	円崎興業有限会社
災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定	株式会社 東海環境保全
※災害時におけるLPガスの供給等に関する協定	一般社団法人 山梨県LPガス協会
※地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	一般社団法人 山梨県産業資源循環協会
※大規模災害時における障害物の撤去等の協力に関する協定	山梨県 カーリサイクル協同組合

※「災害時におけるLPガスの供給等に関する協定」「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」「大規模災害時における障害物の撤去等の協力に関する協定」は山梨県と各協会、組合が締結している災害支援協定である。本町が県に要請する事により活用する事が出来る。

## 第7節 教育訓練

### (1) 職員への教育訓練

本計画が災害時に有効に活用されるよう記載内容を職員に周知する。

災害時に速やかに行動する為には、職員へ災害廃棄物に関する教育訓練を実施する必要がある。なお、教育訓練によって得られた課題は、本計画の見直しに活用する。

#### 【訓練、演習の方法（例）】

- ・過去に経験した災害の記録や環境省等が公表している資料を用いて、職員に教育、訓練を行う。災害廃棄物処理計画の内容を職員へ周知する。
- ・状況を想定して行う図上訓練や防災訓練に災害廃棄物の視点を組み込むなど、教育訓練を工夫して実施する事が有効である。
- ・行政職員は人事異動がある為、定期的に教育・訓練を実施する必要がある。  
過去の災害廃棄物処理の経験に学ぶ教訓、仮置場の管理に係る実務訓練  
災害廃棄物の処理方法、災害報告書作成・補助金交付申請事務に係る実務訓練  
災害廃棄物処理に係る関連法令の教育など
- ・環境省地方事務所や県が開催する災害廃棄物連絡会などへ参加し、参加自治体との情報共有を進め、災害廃棄物処理に関する知識を蓄える。

#### 図 2-4 教育訓練に関する情報



##### 解説：教育訓練に役立つ情報源

国立研究開発法人国立環境研究所「災害廃棄物情報プラットフォーム」まなぶ



##### 事例紹介：福島県相馬市の防災訓練に災害廃棄物対策を取り入れた事例

相馬市では、発生が懸念される「宮城県沖地震」による被害を想定し、初動期の災害対策本部の状況判断（意思決定）能力の向上と自衛隊との連携強化を目的として、庁内の部課長による図上訓練を行った。

その経験から、平成 23 年に発生した東日本大震災において関係部署との調整がスムーズに進み連携できたことで、仮置場を発災翌日に確保し、適切な人材の配置により作業が進められた。発災 1 箇月後には災害廃棄物処理実行計画を策定し、この計画を元に発災 3 箇月後にプロポーザル方式によって委託先を選定するといった素早い対応ができた。

出典：東北地方環境事務所「東日本大震災により発生した被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録」平成 26 年 9 月を元に作成

出典：「市町村向け 災害廃棄物処理行政事務の手引き」（平成 30 年度 環境省）

### (2) 経験の継承

災害における災害廃棄物処理の初動期から復旧・復興期までの行動を記録し、経験を継承する事により、今後の災害に備え、災害時の円滑かつ迅速な対応に活かす。

## 第8節 被災者や災害ボランティアへの周知・広報

災害時におけるごみの排出、収集・運搬方法、仮置場の開設・閉鎖、処理施設の稼働状況等、被災者(外国人を含む)や災害ボランティア、事業者が必要とする情報について、様々な媒体を活用して積極的に周知・広報を行う。

なお、被災者の親類縁者も休日を活用して手伝いに駆け付け、災害ボランティアと同様の活動を行うことも念頭において広報を検討・実施する。

また、町民や災害ボランティア、事業者が災害時の廃棄物やその処理に関して知識を醸成できるよう、平時より積極的に普及啓発を行う。

### (1) 災害時

- ・被災地における生活環境の保全、適正かつ円滑・迅速な災害時の廃棄物処理の為、関係他部局と協議の上、様々な媒体を活用して町民や災害ボランティア、事業者に対して周知・広報を行う。
- ・水害時は、水害による土砂災害により自宅内の通信機器が全て使えない状況に陥る町民がいる事も想定し、ホームページによる広報だけではなく、避難所への掲示やチラシ配布等も行う。
- ・周知・広報の内容(例)は表 2-6 に示すとおりであるが、すぐに仮置場を開設できない場合は、仮置場の開設準備が整うのを待って排出してもらう事を含めて周知・広報する。

表 2-6 周知・広報の内容(例)

手段(例)	内容(例)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ</li> <li>・広報誌</li> <li>・ツイッター</li> <li>・市設掲示板</li> <li>・回覧板</li> <li>・ケーブルテレビ</li> <li>・行政防災無線</li> <li>・広報車 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ、資源ごみ等の収集日・収集回数の変更</li> <li>・町民が搬入できる仮置場の場所、排出可能時間・期間</li> <li>・災害廃棄物の排出は仮置場の開設準備が整うのを待って行う事</li> <li>・災害廃棄物の分別の必要性、分別方法、分別の種類、搬入可能物</li> <li>・家電4品目の排出方法</li> <li>・家庭用ガスボンベ、スプレー缶等の危険物やアスベスト、PCB含有機器等の有害廃棄物の取扱方法</li> <li>・被災した太陽光発電設備の取り扱いに当たっての留意点</li> <li>・不法投棄、野焼き等の不適正処理禁止</li> <li>・便乗ごみの排出禁止</li> <li>・損壊家屋の撤去等に係る申請手続き</li> <li>・災害廃棄物に関する問合せ窓口</li> <li>・災害ボランティア支援依頼窓口</li> <li>・ごみ出しが困難な身体障害者、高齢者への支援方法</li> </ul>

### (2) 平時

- ・災害時においても野焼き、不法投棄は違法行為に当たる事、不適正な排出が適正かつ円滑・迅速な処理に支障をきたし、災害時の廃棄物処理の遅れにつながる事等について、平時から町民・災害ボランティア・事業者に啓発しておくとともに、発災時に広報する内容の詳細や広報の手段等について検討・準備を進める。



## 第2章 災害廃棄物処理(避難所関係)

### 第1節 避難所ごみの発生

災害時の避難所では、大量の避難所ごみが発生する。この避難所ごみには、非常食の容器・包装などの廃棄物や生ごみなどの腐敗性廃棄物が多く含まれる為、優先して回収・処理を行う必要がある。また携帯トイレや簡易トイレなどの平時とは異なるごみが発生する。

既存の処理施設が被災した場合、避難所ごみを含む廃棄物の処理を県内市町村に要請する必要がある。要請の際には、その量を把握する事が必要になる為、避難者数や発生原単位などから避難所ごみの発生量を推計する。

発生量の推計方法は巻末資料 2-1「災害廃棄物等の発生量の推計方法」を参照。

表 2-7 避難所ごみで発生する廃棄物の例

種類	発生源	管理方法
腐敗性廃棄物(生ごみ)	残飯など	ハエなどの害虫の発生が懸念される。 袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。
段ボール	食料の梱包	分別して保管する。新聞なども分別する。
ビニール袋、プラスチック	食料・水の容器包装など	袋に入れて分別保管する。
衣類	洗濯ができない事による 着替えなど	分別保管する。
し尿	携帯トイレ 簡易トイレ	感染や臭気の面でも出来る限り密閉する管理が必要である。
感染性廃棄物 (注射針、血の付着したガーゼ)	医療行為	保管の為の専用容器の安全な設置及び管理。 収集方法にかかる医療行為との調整。 (回収方法、処理方法など)

出典、「災害廃棄物対策指針 技術資料 技 16-1」を基に一部加筆・修正

### 第2節 避難所ごみの収集運搬、処理

#### (1) 災害時

##### ●避難所の開設状況の確認

- ・環境・衛生部は、災害対策本部を通じて各避難所の避難者数及びごみ置き場の設置場所の確認を行う。

##### ●作業計画の検討

- ・避難所ごみの発生量を推計する。発生量、避難所の設置数・場所に基づき、収集ルートを決し、作業計画を検討する。
- ・生ごみを含む可燃ごみの収集・運搬を最優先に行う。
- ・作業時間は確保できた人員、車両及び道路状況などにより、平時よりも時間を要する事を想定する

## ●収集運搬体制の構築

- ・確認後、環境・衛生部は協定締結先の民間事業者に連絡を行い、避難所ごみの収集・運搬体制を確立する。
- ・町有車両及び協定締結先の車両を確保しても必要台数に満たない場合は、県やD. Waste-Net への広域支援要請、関東ブロックにおける災害廃棄物対策行動計画の枠組みなどに基づき、収集・運搬車両と人員に係る支援要請を行う。支援要請に当たっては、支援を必要とする収集運搬車両の種類と台数、支援を必要とする期間を連絡する。

## ●町民への周知及び広報

- ・収集するごみの優先順位、臨時的な分別方法、ごみ集積所・収集曜日・収集時間などの一時的な変更、避難所でのごみ排出方法などについて、町民へ周知及び広報を行う。
- ・避難所ごみは、平時の生活ごみとは組成が異なり、特に衣類、段ボール、容器包装プラスチック類などが大量に発生する事を踏まえ、分別区分や収集頻度などを設定する。
- ・町民への周知・広報の方法は、避難所でのチラシの配布・貼紙・広報誌・ホームページ、広報車、SNS、マスコミの利用、区・組へ周知する方法により行う。

## ●収集運搬の実施、処理先への搬入

- ・作業計画に基づき収集・運搬を行う。
- ・避難所ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行う。
- ・一般廃棄物処理施設が操業を再開しておらず、処理できない場合等については、県及び県内市町村へ支援要請を行う。
- ・事業系ごみについては、基本的に排出事業者の責任において一般廃棄物収集・運搬業者に委託して焼却施設へ搬入する。  
しかし、災害時の状況により困難な場合には、柔軟な対応を本町は検討する。
- ・腐敗した事業系の食品廃棄物が、大量に排出された場合など、公衆衛生上重大な影響が見込まれ、かつ、真に排出事業者のみで速やかな処理が困難な場合には、本町による収集も検討する。

## (2) 平時

### ●収集、処理の優先

- ・生活環境の保全、公衆衛生の確保を最優先とし、ごみ種に応じて収集、処理の優先順位を検討しておく。  
(例：資源の収集は一時中止し、他の品目の収集に限定する等)

### ●避難所

- ・避難所の数及び場所の把握をしておく。

## ●収集運搬事業者

- ・収集運搬車両の台数、委託先などの情報を整理し、収集運搬車両の調達方法を確認しておく。
- ・災害時における収集運搬業者・処理先への連絡方法を確認しておく。  
災害時は、避難所の開設・閉鎖、避難者数、道路被害・復旧状況などが日々変化する為、収集運搬業者と頻繁に連絡を取る必要がある事から、災害時における連絡方法を決定しておく。

表 2-8 避難所ごみの収集運搬、処理に係る関係者の連絡先

項目	名称	部署名	連絡先
県内連携	山梨県	峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課	055-240-4141
ごみ処理(収集運搬)	民間事業者		
ごみ処理(焼却)	峡南衛生組合		0556-42-6200

※収集運搬については民間事業者に連絡(連絡先は内部資料に記載)

### 第3節 し尿などの発生

災害時には、停電や断水、上下水道配管の損傷などにより水洗トイレが使用できない恐れがあり、携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレ(汲み取り)の利用が想定される。トイレの種類によって収集運搬車両、処理方法が異なる。既存の処理施設が被災した場合、携帯トイレなどの処理やし尿の処理を県内市町村へ依頼する事になる為、避難者数や発生原単位などから、し尿の発生量を推計する。

発生量の推計方法は巻末資料 2-1 「災害廃棄物等の発生量の推計方法」を参照。

図 2-3 災害用トイレの種類(代表的な物のみ抜粋)

名称	説明	
携帯トイレ	特徴	既存の洋式トイレにつけて使用する便袋タイプ。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。
	優れた点	電気・水なしで使用できる。 比較的安価で、かつ少ないスペースで保管出来る。
簡易トイレ (組立式)	特徴	段ボールなどの組立式便器に便袋をつけて使用する。 吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。
	優れた点	電気・水なしで使用できる。 比較的安価で、かつ少ないスペースで保管出来る。
仮設トイレ (汲み取り)	特徴	電気なしで使用できる物が多い。階段付きの物が多いが、一方で車いすも利用できるバリアフリータイプもある
	優れた点	鍵をかける事が出来る。照明・水洗・手洗い付きの物などがあり、衛生的に使用出来る。
マンホールトイレ (下水道)	特徴	下水道のマンホールや下水道管に接続する排水設備上に、便器や仕切り施設などを設置する物。
	優れた点	通常の水洗トイレに近い感覚で使用出来る。 し尿を下水道管に流下させる事が出来る為、衛生的に使用出来る。

出典：「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(平成 28 年 内閣府)」を元に一部加筆・修正

### 第4節 仮設トイレの設置

#### (1) 災害時

##### ●避難所の開設状況の確認

- ・環境・衛生部は、災害対策本部を通じて、各避難所の避難者数及びライフラインの被害状況、仮設トイレなどの設置状況の確認を行う。

##### ●携帯トイレ、簡易トイレの使用

- ・断水により水洗トイレが使用できない場合、備蓄している携帯トイレ、簡易トイレの使用を検討する。その際には携帯トイレなどの排出場所、使用済みの保管方法(フレコンバックなど)も検討をする。
- ・検討後、各避難所に携帯トイレなどの配布、携帯トイレの使用法・排出場所・保管方法のチラシ等を掲示し、住民へ周知・広報を行う。

## ●仮設トイレの設置

- ・避難所ごとの避難者数をに基づき、仮設トイレ(汲み取り)を設置・増設する。
- ・避難所だけでなく、断水などのより水洗トイレが使用できなくなった在宅避難者、支援活動中の災害ボランティアなども仮設トイレを利用する事を考慮し、適正な数を設置する必要がある。

## ●仮設トイレの管理

- ・設置した仮設トイレなどが衛生的に管理する為に、避難所運営や防疫活動に係る関係他部と連携し、その他備品・消耗品(手指用の消毒液、ウェットティッシュ、トイレットペーパー)の確保、定期的な清掃を実施する。
- ・平時に検討した仮設トイレの使用・管理ルールなどについて、各避難所にチラシなどを使用し、周知・広報を行う。

## (2) 平時

### ●関係各所との協力

- ・関係他部と協議・調整をしながら、災害用トイレの備蓄を進める。仮設トイレ(汲み取り式)については高齢者・幼児が使い易い洋式タイプや車いす用を調達する。
- ・可能であれば、仮設トイレのレンタル事業者と協定の締結などを進め、災害時の仮設トイレが不足しない様に備える。

### ●仮設トイレ設置・使用方法の検討

- ・避難所における仮設トイレなどの使用・管理ルールなどについては、避難所運営に携わる関係者とあらかじめ協議・調整をしておく。
- ・発災後、早急に災害用トイレなどを設置し、衛生的に管理できるよう、災害用トイレなどの設置手順、使用方法、管理方法などを検討しておく。

## 第5節 し尿などの収集運搬、処理

### (1) 災害時

#### ●収集運搬体制の構築

- ・環境・衛生部は、携帯トイレ、簡易トイレ、し尿などの収集運搬体制を確立する。
- ・委託業者や協定締結先の車両を確保しても必要台数を確保できない場合は、県へ広域の支援要請を行う。支援要請に当たっては、支援を必要とする収集運搬車両の種類と台数、支援を必要とする期間を連絡する。

#### ●作業計画の検討

- ・し尿収集必要量を推計する。
- ・し尿収集必要量及び避難所の設置数・場所に基づき、収集ルートを決定し、作業計画を検討する。



- ・携帯トイレ、簡易トイレは平ボディ車で収集運搬する。パッカー車での収集は巻き込み時に、し尿の漏れが懸念されるため、使用を避ける。  
なお携帯トイレ、簡易トイレを人力で積み込めない場合は、クラム車などの必要な重機を確保する。
- ・作業時間は、確保できた人員、車両及び道路状況などにより、平時よりも要する事を想定した計画とする。

●バキューム車による収集運搬の実施、処理先への搬入

- ・作業計画に基づき、収集運搬を行う。
- ・バキューム車で収集したし尿は、し尿処理施設で処理する。
- ・し尿処理施設でも処理できない場合については、県及び県内市町村へ支援要請を行う。

●携帯トイレ、簡易トイレの収集運搬の実施、処理先への搬入

- ・平ボディ車で収集した携帯トイレ、簡易トイレは必要に応じて試験焼却を行い、焼却施設で焼却処理をする。
- ・焼却施設が操業しておらず、処理できない場合などについては、県及び県内市町村へ支援要請を行う。

(2) 平時

●避難所

- ・避難所の数及び場所の把握をしておく。

●収集運搬事業者

- ・収集運搬車両の台数、委託先などの情報を整理し、収集運搬車両の調達方法を確認しておく。
- ・災害時における収集運搬業者・処理先への連絡方法を確認しておく。  
災害時は、避難所の開設・閉鎖、避難者数、道路被害・復旧状況などが日々変化する為、収集運搬業者と頻繁に連絡を取る必要がある事から、災害時における連絡方法を決定しておく。

表 2-9 避難所ごみの収集運搬、処理に係る関係者の連絡先

項目	名称	部署名	連絡先
県内連携	山梨県	峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課	055-240-4141
し尿処理(収集運搬)	民間事業者		
し尿処理	峡南衛生組合		0556-42-6200

※収集運搬については民間事業者に連絡(連絡先は内部資料に記載)

## 第3章 災害廃棄物処理(片付けごみなど)

### 第1節 災害廃棄物(片付けごみ)の回収

#### (1)災害時

##### ●片付けごみの排出

- ・災害の種類によって片付けごみの排出時期は異なる。  
地震の場合は、家から破損した物を排出し、必要な物は家の中で保管する。  
→比較的分別されて排出される。
- ・水害(土砂災害)の場合は、泥だし・消毒乾燥を行い、家から全ての物を排出し、必要な物を取り出す。  
→比較的分別されにくい。

##### ●片付けごみの回収方針

- ・片付けごみは本町が設置・管理する仮置場へ町民に搬入してもらおうモノとし、発災後に仮置場の早期設置を行う。ごみ集積所での片付けごみ回収は行わない。
- ・ごみ出しが出来ない高齢者などの災害弱者に対しては、災害ボランティアによる支援の活用などを行う。状況に応じて対応の見直し・変更を行う。

##### ●仮置場の設置

- ・巻末資料3-1「仮置場について」を参照。

##### ●収集運搬車両の確保

- ・ごみ出しが出来ない高齢者などの災害弱者が排出する片付けごみを回収する為の車両確保を検討する。
- ・仮置場がひっ迫する。または、身近な空地や道路脇、ごみ集積所などに片付けごみが自然発生的に集積された無人の集積所(いわゆる勝手仮置場)が発生した場合は、これを回収するための車両の確保を行う。  
勝手仮置場では、片付けごみが混合状態になっている事を前提にする必要があり、回転式のパッカー車では回収が難しい為、平ボディ車や軽トラックなどを準備する。
- ・準備する車両は大型車の方が運搬効率は良いが、小型車でないと通行できない道路もある為、勝手仮置場の設置場所に応じた大きさの車両を確保する。
- ・収集運搬車両などが不足する場合は、近隣市町村や県、D.Waste-Netへの広域支援要請、関東地域ブロックにおける災害廃棄物対策行動計画の枠組みや既存協定等に基づき、収集運搬車両と人員に係る支援要請を行う。  
支援要請に当たっては、支援を必要とする収集運搬車両の種類と台数、支援を必要とする期間を連絡する。

●収集運搬ルート決定

- ・道路の被災状況や交通渋滞を考慮した効率的な収集運搬ルートを決める。  
ルートの検討に当たっては、協定締結事業者を交えた調整を行う。

(2) 平時

●収集運搬車両の確保・連絡体制

- ・本町及び事業者が所有する収集運搬車両の台数を把握する。パッカー車だけではなく、平ボディ車の台数も把握する。
- ・収集運搬に係る連絡体制について、関係者の連絡先一覧を作成し、随時更新・共有する。

表 2-10 片付けごみの収集運搬車両の台数(令和 5 年 3 月時点)

車輦			委託・その他
種類	重量	台数	
軽トラック	350 kg	1	早川町役場(町民課)
軽トラック	350 kg	1	〃 (振興課)
中型トラック	2 t	1	〃 (振興課)

※協定締結先の民間事業者の車両台数は内部資料に記載

表 2-11 片付けごみの収集運搬、処理、仮置場の設置・管理に係る関係者連絡先

項目	名称	部署名	連絡先
県内連携	山梨県	峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課	055-240-4141

第 2 節 危険物、有害廃棄物・処理困難物、貴重品、思い出の品などについて

仮置場へ持ち込まれた危険物、有害廃棄物、処理困難な廃棄物等は、他の廃棄物と混ざらないよう、離れた場所にまとめて保管し、処理先を手配する。

表 2-12 危険物・有害廃棄物・処理困難な廃棄物等の種類

廃棄物種類	品目例
処理困難物	漁具・漁網、石膏ボード、寝具、畳、シート類、 硬質ポリ塩化ビニル管(塩ビ管)、水産廃棄物、食品系廃棄物、 農林畜産廃棄物(死亡獣畜、収穫米、稲わら)、光ファイバー、 肥料原料、その他の処理困難物(墓石等、仏像等、油混じり土砂)
危険物・有害物	消火器、高圧ガスボンベ、化学物質・薬品等、医療廃棄物 油(石油等)、乾電池類、バッテリー類、蛍光灯、太陽光パネル その他 危険物・有害物(ガスボンベ)
思い出の品・貴重品等	思い出の品等、貴重品等

出典：「添付資料 災害廃棄物の種類」を元に一部加筆・修正

### 第3節 処理・処分

災害廃棄物は、種類や性状に応じて破碎・選別や焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行う。

可能な限り既存の廃棄物処理施設で処理し、本町で処理しきれない場合には、県内市町村の支援による処理及び県内の事業者による処理を行う。

処理方法や処理業務の発注については、生活環境に支障が生じないように廃棄物処理法等の関連法令に従い、適正に処理することを基本とし、再生利用の推進と最終処分量の削減、処理のスピード及び費用の点を含めて総合的に検討して決定する。

既存の廃棄物処理施設における災害廃棄物等の処理可能量の試算は「巻末資料 4-1 既存施設における処理可能量の試算」に記載する。

#### (1) 災害時

##### ●処理・処分

- ・選別・破碎や焼却等の中間処理を行い、最終処分を行う。中間処理、最終処分は可能な限り既存の処理施設で行う。公共の処理施設で処理できないモノについては、民間事業者処理を委託する。
- ・混合廃棄物や廃棄物を含んだ土砂等は、必要に応じて仮設処理施設を設置して、選別・破碎等の中間処理を行った後、必要に応じて試験焼却等を行い、既存の処理施設で処理を行う。仮設処理施設及び二次仮置場設置に係る仕様作成・設計・積算を行い、処理業務を発注する。

#### (2) 平時

##### ●廃棄物の種類ごとの処理方法の検討

- ・可能な限り再生利用することを基本とし、廃棄物(選別後)の種類ごとに処理方法を検討しておく。
- ・焼却処理、最終処分は可能な限り既存の処理施設で行う。公共の処理施設で処理できないモノについては、民間事業者処理を委託したり、県を通して県内又は県外での処理を要請する。

表 2-13 災害廃棄物ごとの処分方法

対象廃棄物	処分方法	備考
混合廃棄物	・混合廃棄物は、有害廃棄物や危険物を優先的に除去した後、再資源化可能な木くずやコンクリートがら、金属くずなどを抜き出し、トロンメルやスケルトンバケットにより土砂を分離した後、同一の大きさに破碎し、選別（磁選、比重差選別、手選別など）を行うなど、段階別に処理する方法が考えられる。	【技 24-1】 混合可燃物処理
木くず	・木くずの処理に当たっては、トロンメルやスケルトンバケットによる事前の土砂分離が重要である。木くずに土砂が付着している場合、再資源化できず最終処分せざるを得ない場合も想定される。土砂や水分が付着した木くずを焼却処理する場合、焼却炉の発熱量（カロリー）が低下し、処理基準（800℃以上）を確保するために、助燃剤や重油を投入する必要がある場合もある。	【技 24-3】 木質系廃棄物の処理

コンクリートがら	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別を行い、再資源化できるように必要に応じて破碎を行う。再資源化が円滑に進むよう、コンクリートがらの強度等の物性試験や環境安全性能試験を行って安全を確認するなどの対応が考えられる。</li> </ul>	【技 24-4】 コンクリート、アスファルト類の処理
家電類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に、家電リサイクル法の対象物（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）については他の廃棄物と分けて回収し、家電リサイクル法に基づき製造事業者等に引き渡してリサイクルすることが一般的である。この場合、被災市区町村が製造業者等に支払う引渡料金は原則として国庫補助の対象となる。一方、津波等により形状が大きく変形した家電リサイクル法対象物については、東日本大震災では破碎して焼却処理を行った事例がある。</li> <li>・冷蔵庫や冷凍庫の処理にあっては、内部の飲食料品を取り出した後に廃棄するなど、生ごみの分別を徹底する。</li> <li>・冷蔵庫等フロン類を使用する機器については分別・保管を徹底し、フロン類を回収する。</li> </ul>	【技 24-6】 家電リサイクル法対象製品の処理 【技 24-7】 その他の家電製品の処理
畳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破碎後、焼却施設等で処理する方法が考えられる。</li> <li>・畳は自然発火による火災の原因となりやすい為、分離し高く積み上げないように注意する。また腐敗による悪臭が発生する為、迅速に処理する。</li> </ul>	
タイヤ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チップ化する事で燃料等として再資源化が可能である。火災等に注意しながら処理する。</li> </ul>	【技 24-5】 廃タイヤ類の処理
石膏ボード、スレート板などの建材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿を含有する物については、適切に処理・処分を行う。石綿を使用していない物については再資源化する。</li> <li>・建材が製作された年代や石綿使用の有無のマークを確認し、処理方法を判断する。</li> <li>・バラバラになった物など、石膏ボードと判別する事が難しい物がある為、判別できない物を他の廃棄物と混合せずに別保管するなどの対策が必要である。</li> </ul>	
石綿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・損壊家屋等は、撤去（必要に応じて解体）前に石綿の事前調査を行い、発見された場合は、災害廃棄物に石綿が混入しないよう適切に除去を行い、廃石綿等又は石綿含有廃棄物として適正に処分する。</li> <li>・廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まない。</li> <li>・仮置場で災害廃棄物中に石綿を含むおそれがある物が見つかった場合は、分析によって確認する。</li> <li>・損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）及び仮置場における破碎処理現場周辺作業では、石綿暴露防止の為に適切なマスク等を着用し、散水等を適宜行う。</li> </ul>	【技 24-14】 廃石綿・石綿含有廃棄物の処理
漁網・漁具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁網には錘に鉛などが含まれている事から事前に分別する。漁網の処理方法としては、焼却処理や埋立処分が考えられる。ただし、鉛は漁網のワイヤーにも使用されている場合がある事から、焼却処理する場合は主灰や飛灰、スラグなどの鉛濃度の分析を行い、状況を継続的に監視しながら処理を進める。</li> <li>・漁具は破碎機での破碎が困難である為、東日本大震災の一部の被災地では、人力により破碎して焼却処理した事例がある。</li> </ul>	
肥料・飼料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料・飼料等が水害等を受けた場合は（港の倉庫や工場内に保管されている肥料・飼料等が津波被害を受けた場合も含む）、平時に把握している事業者へ処理・処分を依頼する。</li> </ul>	
PCB 廃棄物 PCB 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCB 廃棄物は、被災市区町村の処理対象物とはせず、PCB 保管事業者へ引き渡す。</li> <li>・PCB を使用・保管している損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）を行う場合や撤去（必要に応じて解体）作業中に PCB 機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、保管する。</li> <li>・PCB 含有有無の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器は、PCB 廃棄物とみなして分別する。</li> </ul>	
テトラクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分に関する基準を越えたテトラクロロエチレン等を含む汚泥の埋立処分を行う場合は、原則として焼却処理を行う。</li> </ul>	
危険物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の処理は、種類によって異なる。（例：消火器の処理は日本消火器工業会、高圧ガスの処理は県エルピーガス協会、フロン・アセチレン・酸素等の処理は民間製造業者など）</li> </ul>	

太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽電池モジュールは破損していても光が当たれば発電する為、感電に注意する。</li> <li>・感電に注意して、作業に当たっては、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。</li> <li>・複数の太陽電池パネルがケーブルでつながっている場合は、ケーブルのコネクターを抜くか、切断する。</li> <li>・可能であれば、太陽電池パネルに光が当たらないように段ボールや板などで覆いをするか、裏返しにする。</li> <li>・可能であれば、ケーブルの切断面から銅線がむき出しにならない様にビニールテープなどを巻く。</li> <li>・保管時において、太陽電池モジュール周辺の地面が湿っている場合や、太陽光発電設備のケーブルが切れている等、感電のおそれがある場合には、不用意に近づかず電気工事士やメーカー等の専門家の指示を受ける。</li> </ul>	【技 24-16】 太陽光発電の取扱いについて
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感電に注意して、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。</li> <li>・電気工事士やメーカーなどの専門家の指示を受ける。</li> </ul>	
被災自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通行障害となっている被災自動車や船舶を仮置場等へ移動させる。移動に当たっては、損壊した場合の訴訟リスク等が考えられる為、所有者の意向を確認する。</li> <li>・電気自動車やハイブリッド自動車等、高電圧の蓄電池を搭載した車両を取扱う場合は、感電する危険性がある事から、運搬に際しても作業員に絶縁防具や保護具（マスク、保護メガネ、絶縁手袋等）の着用、高電圧配線を遮断するなど、十分に安全性に配慮して作業を行う。</li> </ul>	【技 24-8】 廃自動車の処理 【技 24-9】 廃バイクの処理
腐敗性廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産廃棄物や食品廃棄物などの腐敗性廃棄物は、冷凍保存されていない物から優先して処理する。</li> </ul>	【技 24-11】 水産廃棄物の処理
損壊家屋等の 撤去 (必要に応じて解体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の原型を留め敷地内に残った損壊家屋等については、所有者や利害関係者の意向を確認するのが基本であるが、関係者へ連絡が取れず倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士の判断を求め、価値がないと認められた損壊家屋等は、撤去（必要に応じて解体）できる。その場合には、現状を写真等で記録する。</li> <li>・損壊家屋等内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められる物は、一時又は別途保管し所有者等に引き渡す機会を提供する。所有者が明らかでない動産については、遺失物法により処理する。また、上記以外の物については、撤去・廃棄できる。</li> </ul>	【技 19-1】 損壊家屋等の撤去 (必要に応じて解体)と分別 に当たっての留意事項 【技 24-17】 貴重品・思い出の品の 取扱い

出典：「災害廃棄物対策指針(改定版)」(平成30年度 環境省)を元に一部加筆・修正

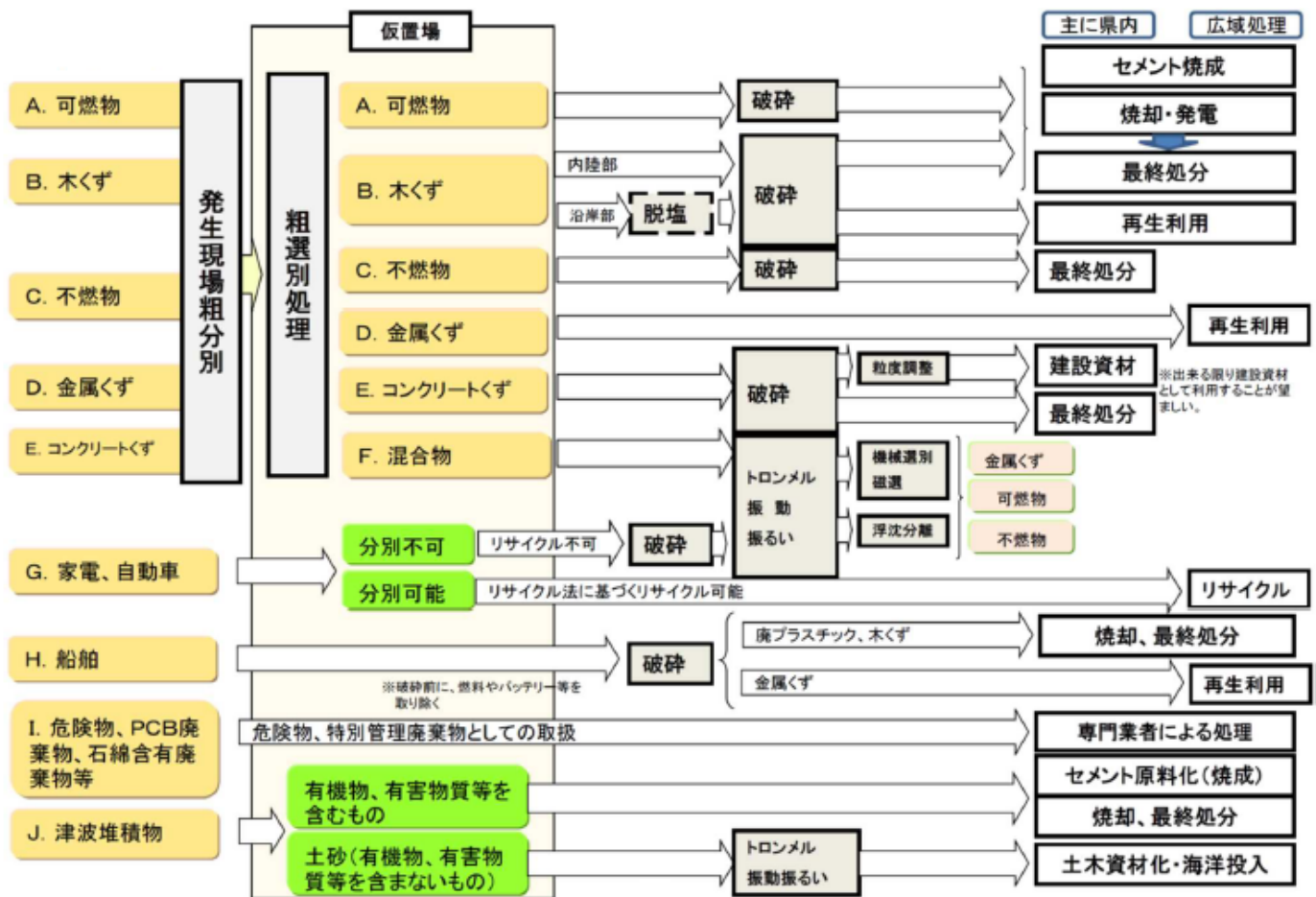


## 第4節 災害廃棄物の処理フロー

災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量等を踏まえ、災害廃棄物の種類毎に、分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法とその量を一連の流れで示した処理フローを作成する。

「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」では、災害廃棄物の種類別の処理について、次の図2-4に示す。

図2-5 災害廃棄物の種類別処理フロー



出典：「市町村向け 災害廃棄物処理行政事務の手引き」（平成30年 環境省）を元に一部加筆・修正

## 第5節 損壊家屋等の撤去など

### (1) 災害時

#### ● 通行の支障や倒壊の危険がある建物等の撤去

- ・ 損壊家屋等は私有財産である為、その撤去・処理・処分は原則として所有者が実施する。しかし、通行上の支障や現地調査による応急危険度判定の結果、倒壊の危険がある建物については、所有者の意思を確認した上で、適切な対応を行うモノとする。なお公共施設や大企業の建物の撤去についてはそれぞれの管理者の責任で実施する。

## ●体制の構築

- ・ 損壊家屋の撤去等には、設計・積算・現場管理等の知識が必要となる事から、土木・建築職を含めた体制を構築する。
- ・ 損壊家屋等の撤去等は、事業者による業務委託とする。

## ●申請方法の広報、申請窓口の設置】

- ・ 損壊家屋の撤去等に係る申請方法を被災者に広報し、可能であれば災証明の発行拠点に損壊家屋等の撤去等申請窓口を設置する。

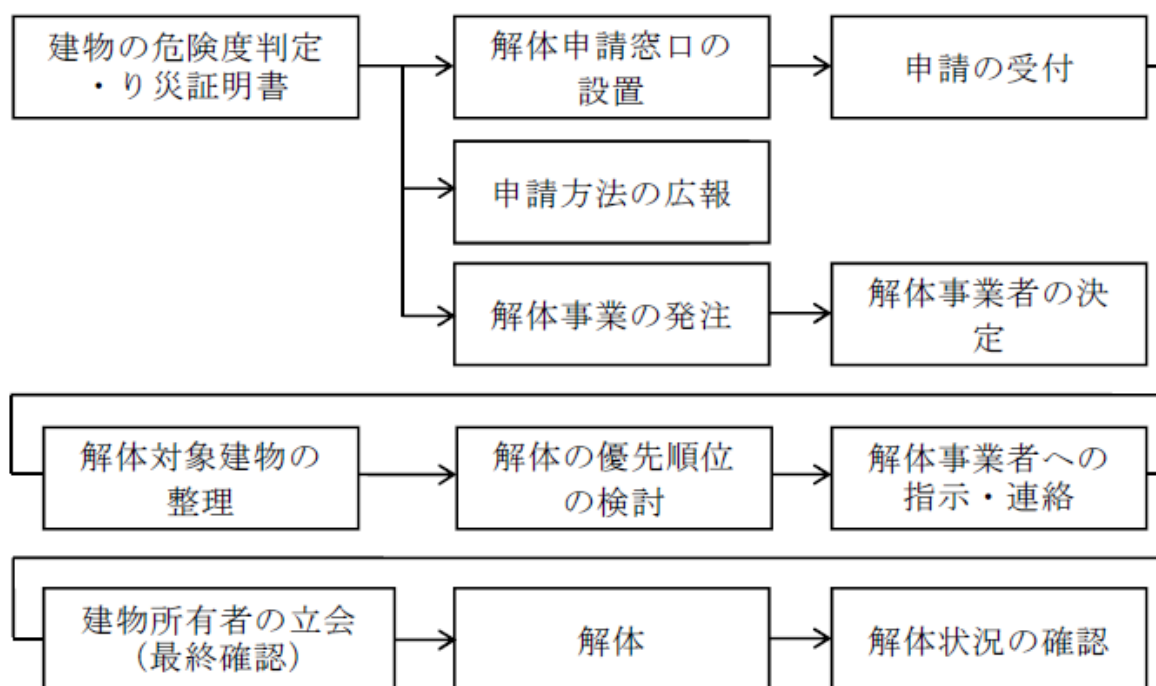
## ●損壊家屋等の解体

- ・ 災害の状況に応じて示される国の方針に基づき、損壊家屋の撤去又は解体を行う。過去に阪神・淡路大震災や東日本大震災、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年 台風 第 15 号・第 19 号において、国が特例の財政措置を講じ、半壊以上の建物の解体についても国庫補助の対象となった事例もある。
- ・ 損壊家屋の撤去等の実施に当たっては、建物所有者の立会いを原則とする。
- ・ 建物内に残存する貴重品や思い出の品等については、撤去等の前に所有者に引き渡す。
- ・ 台帳等を利用して石綿の使用情報や危険物の混入状況等について、損壊家屋等の所有者等から情報を集約し、損壊家屋等の解体や災害廃棄物の撤去を行う関係者へ周知して、関係者へのばく露を防ぐ。
- ・ 石綿については、大気汚染防止法、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改定版)に基づき、適正に取扱うよう解体業者に対し指導を徹底する。
- ・ 高圧ガスボンベ(LP ガス等)フロン類が使用されている機器、太陽光発電設備、大型蓄電池等についても、損壊家屋等の撤去又は解体や災害廃棄物の撤去を行う関係者へ注意を促す。

## (2) 平時

- ・ 財政部局や建設部局等と連携して、災証明、解体申請、解体事業発注、解体状況の確認等についての手順や手続きを整理するとともに、庁内の連携体制を整える。
- ・ 損壊家屋等の撤去等の実施に当たっては、損壊家屋等の権利関係や正確な延べ床面積の把握等が必要となる為、災証明書の発行業務と連携した体制を検討しておく。
- ・ 石綿の使用状況について、公共施設の管理者等から情報を収集する。

図 2-6 損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)の手順 (例)



出典：「災害廃棄物対策指針(改定版)」(平成30年 環境省)

表 2-14 石綿の飛散防止に関する要注意箇所

木造	・寒冷地では、結露の防止などの目的で吹付け材使用の可能性がある為、木造建築物においては「浴室」「台所」及び「煙突回り」を確認する。
S造	・耐火被膜の確認を行う。 ・設計図書などによる判断において石綿の不使用が確認されない場合、耐火被膜は施工されていれば鉄骨全面に施工されているはずなので、棒などを使用して安全に配慮して試料採取・分析確認を行う。
S造及びRC造	・機械室(エレベーター含む)、ボイラー室、空調機室、電気室などに、吸引などの目的で、石綿含有吹付けの施工の可能性が高いので確認する。
建築設備	・空調機・温水などの配管、煙突などの保温材・ライニングなどについて可能な範囲で把握する。

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料【技24-14】」

## 第6節 処理業務の進捗管理

### (1) 災害時

#### ●計量等の記録

- ・災害廃棄物の仮置場への搬入・搬出量を車両の台数や計量器で計量し、記録する。また、解体家屋数、処分量等を把握し、進捗管理を行う。
- ・災害廃棄物を仮置場から搬出する際は、管理伝票を用いて処理量、処理先、処理方法等を把握する。

仮置場の搬入・搬出における記録	・搬入・搬出重量及び車両台数、種類別・積載量、発生元の地域、搬出先など ・車両の写真、日ごとの作業員数・施工状況写真 ・災害廃棄物の集積面積・高さによる推計量の変化
処理における記録	・種類別、処理方法別

#### ●処理の進捗管理

- ・処理の進捗管理に係る人員が不足する場合は、事業者への進捗管理業務の委託を検討する。県は、本町から報告を受け、災害廃棄物処理の進捗状況を把握する。

#### ●災害報告書の作成

- ・災害廃棄物の処理と並行して、災害廃棄物処理に係る国庫補助（災害等廃棄物処理事業費補助金、廃棄物処理施設災害復旧事業）申請の準備を行う。
- ・申請の準備を行うために、「災害関係業務事務処理マニュアル(自治体事務担当者用)」（平成26年6月）を熟読する。
- ・補助金の事務を円滑に進める為に、災害廃棄物の数量や仮置場の写真、作業日報（作業日、作業員数、重機種類・台数、運搬車両種類・台数等を記載）、事業費算出の明細等を整理する。
- ・災害廃棄物処理に係る国庫補助の事務について必要な知識を有する職員を配置する。

### (2) 平時

- ・災害廃棄物処理に係る国庫補助申請で必要となる報告書の作成等について、必要な知識の習得に努める。

# 第3編 災害等廃棄物処理事業費補助金と関連事務

## 第1章 災害等廃棄物処理事業費補助金(災害関係業務事務処理マニュアルより)

### 第1節 災害等廃棄物処理事業とは

#### (1) 目的

暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、「災害等廃棄物処理事業費補助金」により被災市町村を財政的に支援することを目的(タイトルの「等」は災害起因以外の漂着被害を指す)。

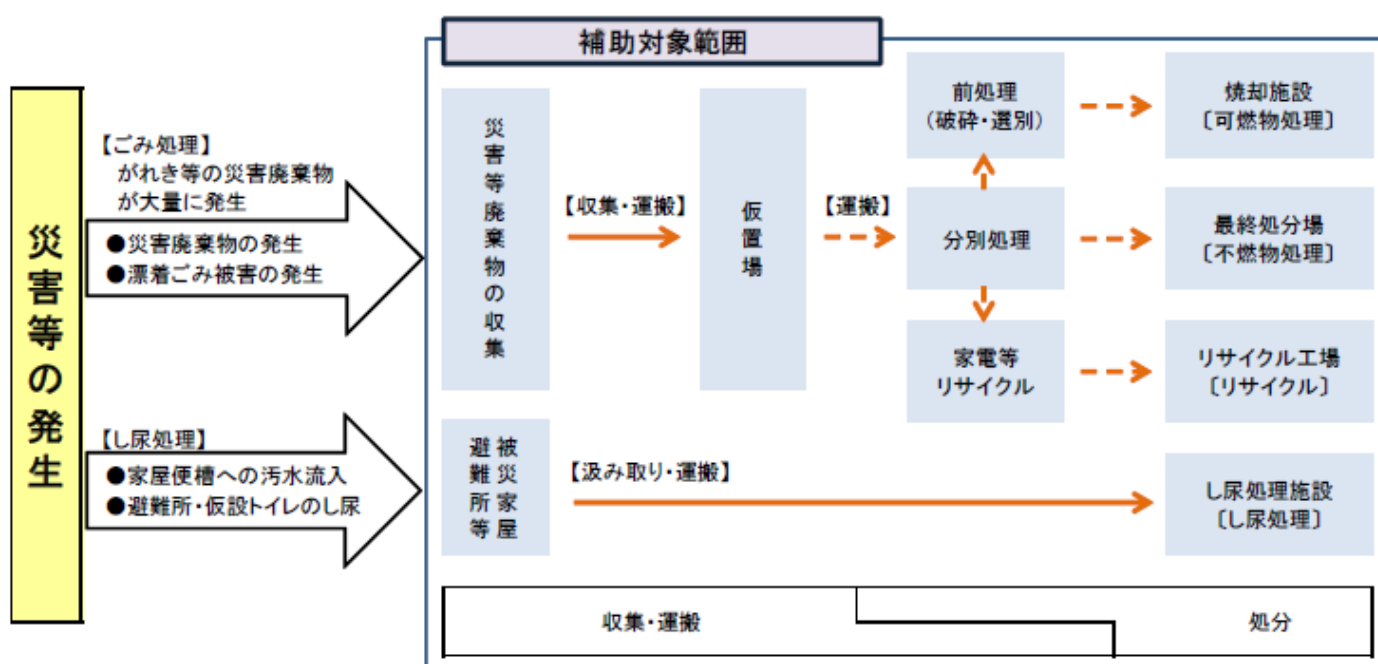
#### (2) 事業主体

- ・市町村(一部事務組合、広域連合、特別区を含む)

#### (3) 対象事業

- ・市町村が災害(暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害)その他の事由(災害に起因しないが、海岸法【昭和31年法律第101号】第3条に定める海岸保全区域以外の海岸における大量の廃棄物の漂着被害)の為に実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業。
- ・災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。
- ・特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく避難所の開設期間内のモノ。

図3-1 災害等廃棄物処理事業の業務フロー



出典：「市町村向け 災害廃棄物処理行政事務の手引き」(平成30年 環境省)

#### (4) 補助率

- ・ 1/2 (1,000 円未満切り捨て)

#### (5) その他

- ・ 本補助金の補助うら分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は1割程度となる。

図 3-2 総事業費と補助金額、特別交付税措置の負担割合のイメージ

総事業費		
国庫補助対象事業費=100		対象外 =α
国庫補助率1/2=50	補助うら8割(特別交付税) =50×0.8=40	市町村負担 =10+α

※「補助率1/2、補助うら8割」は国庫補助対象事業費を100としてのものである。

出典：「市町村向け 災害廃棄物処理行政事務の手引き」（平成30年 環境省）

## 第2節 廃棄物処理施設災害復旧事業とは

### (1) 目的

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事及び応急復旧する。

### (2) 対象事業

- ・ 地方公共団体(都道府県、市町村、特別区、一部事務組合。広域連合を含む)、
- ・ 廃棄物処理センター・PFI選定事業者・広域臨海環境整備センター、
- ・ 日本環境安全事業株式会社

※産業廃棄物処理施設、PCB廃棄物処理施設の被害にあつては環境省環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官付ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室、広域廃棄物埋立処分場の被害にあつては同企画課において実地調査等を担当する。

### (3) 対象事業

- ・ 災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事及び応急復旧事業。

### (4) 補助率

- ・ 1/2 (1,000 円未満切り捨て)

### (5) その他

- ・ 地方負担分に対して起債措置がなされた場合、元利償還金について普通交付税措置(元利償還金の47.5%(財政力補正により85.5%まで))



### 第3節 災害報告書について

災害として認められる場合は、補助対象となる可能性があることから、必要と思われる見積徴収や設計図書等の作成等を可能な限り早めに進め、事業費総額の目処をつけておく必要がある。

災害廃棄物処理事業の報告に添付する資料と具体例を表 3-1 に示す。また災害発生時の対応についても表 3-2 に示す。

また災害報告書の作成にあたり、以下の事柄について留意する必要がある。

#### (留意事項)

##### ・損壊家屋等の解体

損壊家屋の解体は解体後に視認できる成果物が存在しない為、解体工事の前後の状況を確認できる写真・記録を残すことが特に重要である。

公費解体の必要性については市町村が判断するものであるが、当該家屋等の解体が生活環境の保全上必要であると判断した根拠資料（り災証明書等）を整理しておく必要がある。特に写真に関しては、単なる対象家屋等のスナップではなく、解体が必要である事が見てわかるように撮影する事が重要である。

##### ・仮置場

仮置場の土地賃借料については、単価及び面積の根拠（固定資産課税台帳、公示地価、県の積算基準等）及び算出方法を整理し、借上料が過大とならない様に設定する必要がある。

表 3-1 災害廃棄物処理事業の報告に添付する資料と具体例

災害廃棄物処理事業の報告に添付する資料	
(1) 災害時の気象データ (気象台、都道府県、市町村等での公的データ)	降雨：最大 24 時間雨量、連続雨量並びにこれらの時間的変化及び地域的分布状況 暴風：風向、風速、気圧等及びこれらの時間的關係 地震：震度、震源地等
(2) 写真	①道路の冠水や河川の増水、土砂崩れ等被害状況が確認できるモノ ②仮置場の状況や災害等廃棄物 (集積所や便槽等) が確認できるモノ
(3) 地図 (地図上に以下の場所を明示すること)	①気象観測地点 ②仮置場 ③廃棄物処理施設 ④被災状況写真の撮影地点 ⑤浸水地域や便槽汲み取り世帯
出典：災害関係業務事務処理マニュアル(自治体事務担当者用)	

東日本大震災における災害廃棄物処理事業の報告に添付した資料	
(1) 災害時の気象データ (気象台、都道府県、市町村等での公的データ)	
(2) 写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物等 (がれき類、被災自動車、被災船舶、汚泥等) の発生の状況を示す写真</li> <li>・ 解体工事を実施する損壊家屋等の状況を示す写真</li> <li>・ 仮置き場の状況を示す写真</li> <li>・ 重機等の導入状況を示す写真 等</li> </ul>
(3) 地図 (地図上に以下の場所を明記した物)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象観測地点</li> <li>・ 上記写真の撮影地点</li> <li>・ 仮置場の設置状況 (どの地域の災害廃棄物等を搬入しているか示す事)</li> <li>・ 廃棄物処理施設</li> <li>・ 浸水地域、し尿汲み取り地域 等</li> </ul>
(4) 災害廃棄物等発生量の推計資料 (市町村において作成した資料)	
(5) 災害廃棄物処理事業のフロー図	
(6) 事業費算出内訳の根拠資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業ごとの一覧表・集計表</li> <li>・ 契約書の写し (契約済みの場合)、見積書または工事設計書 (予定価格調書)</li> <li>・ (随意契約の場合) 随意契約の理由書</li> <li>・ 単価の根拠を確認できる資料 (労務費単価表、建設物価、3 者見積等)</li> <li>・ 員数の根拠を確認できる資料</li> <li>・ 諸経費の算出方法 (根拠及び計算経過) を確認できる資料</li> </ul>

出典：東日本大震災により発生した被災 3 県 (岩手県・宮城県・福島県) における災害廃棄物等の処理の記録をもとに作成

表 3-2 災害発生時の対応について

災害発生時の対応について

災害関係業務事務処理マニュアル(自治体事務担当者用)に記載されているとおり、市町村は、管内において台風・地震等の災害により、災害廃棄物の発生や廃棄物処理施設が被災した場合、若しくは、それらが予想される場合においては、環境省からの依頼に応じて、都道府県を通じ、被害状況をご報告いただきたい。

(1) 災害の発生が見込まれる場合(発災前)

大型の台風等、各地で災害により災害廃棄物の発生や廃棄物処理施設の被災が見込まれる場合には、台風の接近等に合わせて環境省廃棄物対策課(以下「環境本省」)より、地方事務所に対し、情報収集の依頼を行う事がある。その場合、地方事務所は、あらかじめ県を通じて情報収集の依頼を行う事がある為、発災後に速やかな情報収集ができる様にご協力いただきたい。

(2) 災害等の発生の報告(発災日～災害発生後数日)

災害による被害が発生した場合、被災市町村は災害廃棄物や廃棄物処理施設の状況について情報を収集し、県を通じて地方事務所あてにご報告いただきたい。甚大な被害が発生した場合には、内閣府(防災担当)において、関係省庁で構成される政府調査団を派遣する場合がある。環境省では、平成 18 年 7 月集中豪雨(鹿児島県)以来、災害廃棄物の処理を所掌する観点から政府調査団に参加しており、環境本省において対応をしている。政府調査団派遣の情報は、派遣が決まり次第、派遣先の管轄の地方事務所にも情報提供する事としている。

(3) 被災状況の把握依頼(発災日～当面の間)

地方事務所より、県に対し所定の様式 1 (被災状況把握事務連絡)により、災害等廃棄物や廃棄物処理施設における詳細な被災状況についての把握を依頼するので、被災市町村においては県を通じ被害情報の報告を、県においては管下市町村の被害情報を取りまとめの上、地方事務所へ報告いただきたい。

(注 1) 市町村・県からの報告は、書面でなくメールによる送付で差し支えない

(注 2) 補助金の申請が見込まれる場合、災害査定において、災害の状況や災害等廃棄物の処理及び廃棄物処理施設の被災状況を写真により確認する必要がある為、写真による被災状況の記録を十分行う事

(4) 被災状況の把握・報告(発災日～当面の間)

地方事務所は、県から報告のあった被災状況と地方事務所が独自で把握した情報(地元紙等の記事を含む)をとりまとめ環境本省に報告する。なお被災状況の報告は、発災日から 1 週間程度の間は、毎日(原則として土日祝日は除く)、それ以降は環境本省から報告のタイミングについて指示を行っている。ただし、これに関わらず災害発生から一定期間経過した時点で、被災状況の報告に変更がない場合や軽微な変更であれば、被災状況の内容を適宜判断し、必要に応じて報告する事でも差し支えない。大規模な災害の場合は、内閣府(防災担当)等から被災状況について随時照会がある為、災害等廃棄物処理事業の進捗状況や廃棄物処理施設の復旧状況について随時照会する場合がある(環境本省では、一連の報告をもとに内閣府(防災担当)へ被災状況を報告している)。

(注 3) 発災直後に特に重視をしている情報は、災害廃棄物の撤去見通し、仮置場の設置状況、処理の見通し、有害物質の発生状況等のほか、家屋の全壊・半壊状況、床上・床下浸水の状況等である

(5) 災害等廃棄物処理事業報告書の作成依頼(発災日から 2 ヶ月程度)

災害廃棄物処理事業の進捗状況や廃棄物処理施設の復旧状況を踏まえ、県に対し所定の様式 2 (災害等報告書作成依頼事務連絡)により、平成 19 年 9 月 6 日付環廃対発第 070906004 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱い」に基づき、「災害等廃棄物処理事業の報告について」又は「廃棄物処理施設被害状況の報告について」の作成を依頼する。

被災市町村においては、環境本省作成の災害関係業務事務処理マニュアル(自治体事務担当者用)の災害等報告書の作成方法に留意し、災害等報告書の作成を順次始める事。

出典：「市町村向け 災害廃棄物処理行政事務の手引き」(平成 30 年 環境省)を元に一部加筆・修正

## 第4編 卷末資料

### 資料 1-1 災害廃棄物処理実行計画

#### (1) 災害廃棄物処理実行計画について

##### ① 災害廃棄物処理実行計画の策定

発災後、本町は災害廃棄物処理計画(以下、処理計画)に基づき、初動対応を実施するとともに、災害廃棄物処理実行計画(以下、実行計画)を策定する。

実行計画を策定する場合は、山梨県に災害廃棄物発生量の推計などの技術的な支援や広域支援要請に係る調整支援などの助言・支援を要請する。

実行計画には、本町の役割分担、処理の基本方針、発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フロー等、災害の規模に応じて具体的な内容を示す。

##### ② 実行計画の実施

策定した実行計画に基づき、災害廃棄物処理を推進する。その際、本町は進捗状況を都度記録し、管理する。

##### ③ 実行計画の見直し

記録した進捗状況を確認し、災害廃棄物処理の実施状況を適宜反映して実行計画の見直しを行う。

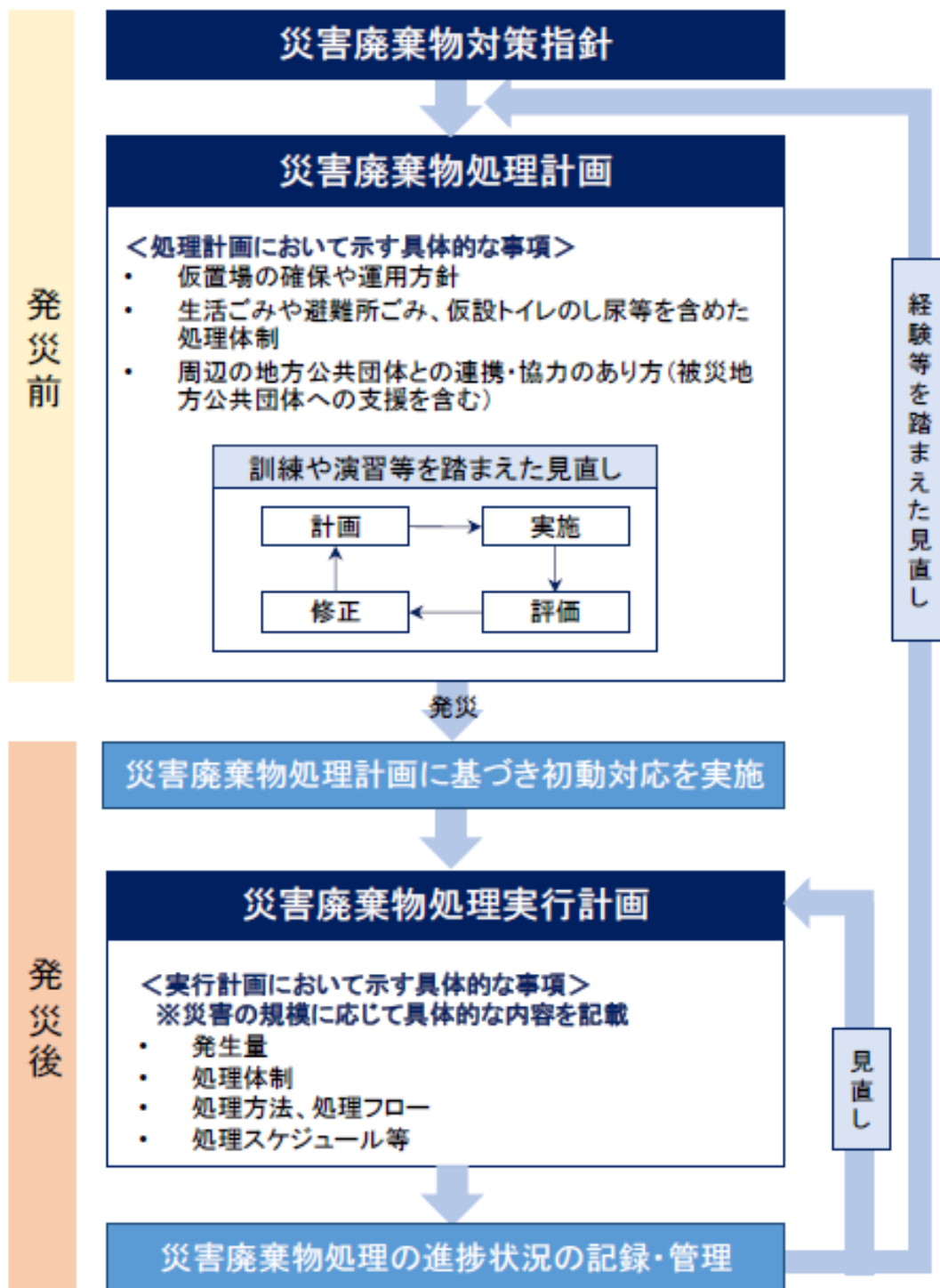
災害廃棄物処理の終了後、処理に係る記録を整理するとともに評価を行う。また必要に応じて処理計画の見直しも行い、今後の処理計画・実行計画に反映する。

なお記録の整理は、時期区分(初動、応急対応、復旧・復興等)ごとに振り返りを実施する。実施の際には発生量、発生原単位、処理経費等のデータ整理を行い、記録誌として取りまとめる事を出来る限り行う。

#### (2) 実行計画のより具体的な策定について

実行計画のより具体的な策定については内部資料に記載する。

図 1-1 発災前と発災後の処理計画と実行計画の流れ



出典：「災害廃棄物対策指針」(平成 30 年 3 月 環境省)

## 資料 2-1 災害廃棄物等の発生量の推計方法

### 1 損壊家屋等の撤去等に伴い生じる災害廃棄物の発生量の推計方法

次に示す災害種別ごとの災害廃棄物の推計方法(地震は図 1-1、水害は表 1-2)を基に災害廃棄物発生量の推計を行う

#### (1) 推計式(地震)

表 2-1 災害廃棄物の発生量の推計方法(地震)

発生量(t)	被害棟数(棟)×①平均床面積(m <sup>2</sup> /棟)×②発生原単位(t/m <sup>2</sup> )×③係数 被害区分：全壊、半壊、焼失(木造、非木造)			
種類別発生量	発生廃棄物量(t)×④災害廃棄物などの種類別割合			
①平均床面積	全壊	木造：127 m <sup>2</sup> /棟 RC造：1,454 m <sup>2</sup> /棟		
	半壊	S造：281 m <sup>2</sup> /棟 その他：102 m <sup>2</sup> /棟		
	焼失	木造：127 m <sup>2</sup> /棟 非木造：322 m <sup>2</sup> /棟		
②発生原単位	全壊	木造：0.696 t/m <sup>2</sup> RC造：1.107 t/m <sup>2</sup>		
	半壊	S造：0.712 t/m <sup>2</sup> その他：0.805 t/m <sup>2</sup>		
	焼失	木造：0.696 t/m <sup>2</sup> 非木造：0.805 t/m <sup>2</sup>		
③係数	全壊：1                      半壊：0.2 焼失(木造)：0.66      焼失(非木造)：0.84			
④種類別割合	項目	全壊、半壊	火災(木造)	火災(非木造)
	可燃物(%)	18	0.1	0.1
	不燃物(%)	18	65	20
	コンクリートがら(%)	52	31	76
	金属くず(%)	6.6	4	4
	柱角材(%)	5.4	0	0

出典：山梨県災害廃棄物処理計画(令和3年度 山梨県)

#### ① 木造全壊の場合

①平均床面積(半壊・木造)×被害棟数×②発生原単位(全壊・木造)×③係数(全壊)

#### ② RC造(非木造物・その他)半壊の場合

①平均床面積(半壊・RC造)×被害棟数×②発生原単位(半壊・木造)×③係数(半壊)

#### ③ 非木造焼失の場合

①平均床面積(焼失・非木造)×被害棟数×②発生原単位(焼失・非木造)×③係数(焼失・非木造)



(2) 設定数値(地震)

地震による本町の建物被害だが、平成 17 年度の山梨県東海地震被害想定調査報告書と令和 5 年度の山梨県地震被害想定調査結果を基に設定数値を算出する(地震は最も被害規模が大きいと予測される南海トラフ大地震を想定する)。

表 2-3 被害棟数

全壊・半壊		想定被害棟数	出典
全壊	木造	797	「山梨県東海地震被害想定調査報告書」 (平成 17 年度 山梨県) 「山梨県地震被害想定調査結果」 (令和 5 年度 山梨県) を基に、最も被害規模が大きいと予測される南海トラフ大地震による想定被害棟数を算出。
	RC 造	0	
	S 造	13	
	その他	13	
	合計	823	
半壊	木造	711	
	RC 造	2	
	S 造	11	
	その他	8	
	合計	732	
焼失		0	

(3) 損壊家屋等の撤去等に伴い生じる災害廃棄物の発生量の推計(地震)

算出した設定数値を基に、撤去等に伴い生じる災害廃棄物の発生量の推計を行う。

表 2-4 災害廃棄物の発生量の推計


①全壊	
木造)	$127(\text{m}^2/\text{棟}) \times 797(\text{棟}) \times 0.696(\text{t}/\text{m}^2) \times 1 = 70448 \text{ t}$ (小数点以下は切り捨て)
S 造)	$281(\text{m}^2/\text{棟}) \times 13(\text{棟}) \times 0.712(\text{t}/\text{m}^2) \times 1 = 2600 \text{ t}$ (小数点以下は切り捨て)
その他)	$102(\text{m}^2/\text{棟}) \times 13(\text{棟}) \times 0.805(\text{t}/\text{m}^2) \times 1 = 1067 \text{ t}$ (小数点以下は切り捨て)
合計)	$= 74115 \text{ t}$ (小数点以下は切り捨て)
②半壊	
木造)	$127(\text{m}^2/\text{棟}) \times 711(\text{棟}) \times 0.696(\text{t}/\text{m}^2) \times 0.2 = 12569 \text{ t}$ (小数点以下は切り捨て)
RC 造)	$1,454(\text{m}^2/\text{棟}) \times 2(\text{棟}) \times 1.107(\text{t}/\text{m}^2) \times 0.2 = 643 \text{ t}$ (小数点以下は切り捨て)
S 造)	$281(\text{m}^2/\text{棟}) \times 11(\text{棟}) \times 0.712(\text{t}/\text{m}^2) \times 0.2 = 440 \text{ t}$ (小数点以下は切り捨て)
その他)	$102(\text{m}^2/\text{棟}) \times 8(\text{棟}) \times 0.805(\text{t}/\text{m}^2) \times 0.2 = 131 \text{ t}$ (小数点以下は切り捨て)
合計)	$= 13783 \text{ t}$ (小数点以下は切り捨て)
①+②合計)	$= 87898 \text{ t}$ (小数点以下は切り捨て)

(4) 災害廃棄物の種類別

推計した災害廃棄物を種類別に分別を行う。表 1-1 災害廃棄物の発生量の推計方法(地震)の種類別割合の項目(%)を使用して算出をする。また表 1-4 により詳細な割合設定を示す。

表 2-5 (より詳細な)災害廃棄物の種類別割合の設定

項目	液状化、揺れ、津波		火災	
	東日本大震災の実績 (宮城県+岩手県)	既存文献の発生原単位に首都圏の建物特性を加味して設定	既存文献の発生原単位をもとに設定	
			木造	非木造
可燃物(%)	18	8	0.1	0.1
不燃物(%)	18	28	65	20
コンクリートがら(%)	52	58	31	76
金属くず(%)	6.6	3	4	4
柱角材(%)	5.4	3	0	0



南海トラフ大地震に適用
首都直下地震に適用
南海トラフ巨大地震及び首都直下地震に適用

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 技 1-11-1-1 (平成 26 年度 環境省)

表 2-6 推計による災害廃棄物の種類別割合

項目	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	柱角材	合計
種類別	15822(t)	15822(t)	45707(t)	5801(t)	4746(t)	87898(t)

(5) 推計式(水害)

表 2-2 水害による災害廃棄物の発生量の推計に用いる発生原単位

推計方法	$Y = X1 \times a + X2 \times b + X3 \times c + X4 \times d$			
災害廃棄物発生量(t)	Y			
損壊家屋等棟数	X1(全壊)	X2(半壊)	X3(床上浸水)	X4(床下浸水)
発生原単位(t/棟)	a(全壊)	b(半壊)	c(床上浸水)	d(床下浸水)

損壊種別	発生原単位
全壊	117 t/棟
半壊	23 t/棟
床上浸水	4.6 t/世帯
床下浸水	0.62 t/世帯

出典：山梨県災害廃棄物処理計画(令和 3 年度 山梨県)

(例) 本町において水害が発生し、家屋に被害が発生した。被害棟数は以下のとおりである。

全壊 5 棟、半壊 10 棟、床上浸水 10 世帯、床下浸 20 世帯。

災害廃棄物発生量

$$\begin{aligned}
 Y &= (\text{全壊} : 117 \text{ t/棟} \times 5 \text{ 棟}) + (\text{半壊} : 23 \text{ t/世帯} \times 10 \text{ 世帯}) \\
 &\quad + (\text{床上浸水} : 4.6 \text{ t/世帯} \times 10 \text{ 世帯}) + (\text{床下浸水} : 0.62 \text{ t/世帯} \times 20 \text{ 世帯}) \\
 &= 585 \text{ t} + 230 \text{ t} + 46 \text{ t} + 12.4 \text{ t} \\
 &= 873.4 \text{ t}
 \end{aligned}$$

## 2 避難所ごみの発生量の推計方法

### (1) 推計方法

避難所ごみ発生量(t/日)

$$= \text{避難者数(人)} \times \text{町民1人1日当たりの家庭ごみ排出量(t/人・日)}$$

### (2) 設定数値

町民1人1日当たりの家庭ごみ排出量(粗大ごみは除く)

$$= [(\text{生活ごみ搬入量(t/年)} - \text{粗大ごみ搬入量(t/年)}) \div \text{人口} \div 365 \text{日}] \times 1,000,000\text{g/t}$$

令和4年度の早川町のごみ総排出量より町民1人1日当たりの家庭ごみ排出量を算出。

項目	数値	出典(年度)
生活ごみ搬入量(t/年)	242	一般廃棄物処理事業実態調査(令和4年度 環境省)
粗大ごみ搬入量(t/年)	0	一般廃棄物処理事業実態調査(令和4年度 環境省)
総人口(人)	931	一般廃棄物処理事業実態調査(令和4年度 環境省)

町民1人1日当たりの家庭ごみ排出量(粗大ごみは除く)

$$= [(242\text{(t/年)} - 0\text{(t/年)}) \div 931\text{(人)} \div 365\text{(日)}] \times 1,000,000\text{g/t}$$

$$= 712\text{g}$$

### (3) 避難所ごみの発生量(例)

○□△避難所の避難者数 200人

町民1人1日当たりの家庭ごみ排出量 712g

$$200\text{(人)} \times 712\text{(g)} = 142,400\text{kg}$$

$$= 142.4 \text{ t} \quad \text{避難所ごみ発生量(t/日)}$$

### 3 し尿の発生量の推計方法

#### (1) 推計式

し尿の発生量

= 災害時におけるし尿収集必要人数 × 1 人 1 日平均排出量

= (①仮設トイレ必要人数 + ②非水洗化区域し尿収集人口) × ③ 1 人 1 日平均排出量

①仮設トイレ必要人数 = 避難者数 + ④断水による仮設トイレ必要人数

④断水による仮設トイレ必要人数

= (水洗化人口 - 避難者数 × (水洗化人口 / 総人口)) × 上水道支障率 × 1/2

②非水洗化区域し尿収集人口 = 汲取人口 - 避難者数 × (汲取人口 / 総人口)

③ 1 人 1 日平均排出量

= ⑤ 1 人 1 日当たりのし尿排出量 + ⑥ 1 人 1 日当たりの浄化槽汚泥排出量

⑤ 1 人 1 日当たりのし尿排出量

= [計画収集量 (Kl/日)] - [浄化槽汚泥 (Kl/日)] - [自家処理 (Kl/日)] / 非水洗化人口 \* 1000

⑥ 1 人 1 日当たりの浄化槽汚泥排出量

= [浄化槽汚泥 (Kl/日)] - [自家処理 (Kl/日)] / し尿浄化槽 (コミプラ、集落排水施設含) \* 1000

#### (2) 設定数値

④断水による仮設トイレ必要人数に係る設定数値

項目	数値	出典
水洗化人口 (人)	710	一般廃棄物処理事業実態調査 (令和 4 年度 環境省)
総人口 (人)	931	〃
上水道支障率	64.6% (糸魚川-静岡構造線断層地帯 南部区間) 54.8% (南海トラフ巨大地震 東側ケース)	山梨県地震被害想定調査結果 (令和 5 年 山梨県) ※被害数数値より % を算出

※山梨県地震被害想定調査結果において、早川町の被害数が多い 2 つの地震を支障率の設定数値に定める

③ 1 人 1 日平均排出量

項目	数値	出典
計画収集量 (Kl/日)	2.34 (小数第二位以下は四捨五入)	一般廃棄物処理事業実態調査 (令和 4 年度 環境省)
浄化槽汚泥 (Kl/日)	2.04 (小数第二位以下は四捨五入)	〃

自家処理(Kℓ/日)	0	一般廃棄物処理事業実態調査(令和4年度 環境省)
し尿浄化槽 (コミプラ、集落排水施設含)	668	〃
非水洗化人口(人)	221	〃

## ②非水洗化区域し尿収集人口

項目	数値	出典
汲取人口	221	一般廃棄物処理事業実態調査 (令和4年度 環境省)

### (3) 算出した設定数値

項目	数値
⑤ 1人1日当たりのし尿排出量(ℓ/人日)	1.35(小数第二位以下は切り捨て)
⑥ 1人1日当たりの浄化槽汚泥排出量(ℓ/人日)	3.05(小数第二位以下は切り捨て)
③ 1人1日平均排出量(ℓ/人日)	4.40(小数第二位以下は切り捨て)

### (4) し尿の発生量(例)

○□△避難所の避難者数	200人
④断水による仮設トイレ必要人数	$=(\text{水洗化人口}-\text{避難者数}\times(\text{水洗化人口}/\text{総人口}))\times\text{上水道支障率}\times 1/2$ $=(710-200)\times(710/931)\times(64.6\% \text{又は} 54.8\%)\times 1/2$ $=387.6\times(64.6\% \text{又は} 54.8\%)\times 1/2$ $=125 \text{人(南海トラフ巨大地震 東側ケースの場合)}$ $=106 \text{人(糸魚川-静岡構造線断層地帯 南部区間の場合)}$
①仮設トイレ必要人数	$=\text{避難者数}+\text{④断水による仮設トイレ必要人数}$ $=200+(125 \text{又は} 106)$ $=325 \text{人(南海トラフ巨大地震 東側ケースの場合)}$ $=306 \text{人(糸魚川-静岡構造線断層地帯 南部区間の場合)}$
②非水洗化区域し尿収集人口	$=\text{汲取人口}-\text{避難者数}\times(\text{汲取人口}/\text{総人口})$ $=221-200\times(221/931)$ $=4$
し尿の発生量	$=(\text{①仮設トイレ必要人数}+\text{②非水洗化区域し尿収集人口})\times\text{③1人1日平均排出量}$ $=[(325 \text{又は} 306)+4]\times 4.40$ $=1447.6\ell/\text{人日 (南海トラフ巨大地震 東側ケースの場合)}$ $=1364.0\ell/\text{人日 (糸魚川-静岡構造線断層地帯 南部区間の場合)}$

## 資料 3-1 仮置場について

### 第 1 節 仮置場

災害廃棄物の処理の準備が整うまでの間、仮置場で適正に廃棄物を保管する。仮置場での廃棄物の保管に当たっては、その後の処理に影響を来たさないよう、廃棄物の種類毎に分別仮置き・保管する。

#### (1) 災害時

##### ●一次仮置場の選定

- ・平時に選定した仮置場の候補地の中から被害状況を踏まえて一次仮置場を選定する。選定に当たっては実際に使用できるか、現地確認を行う。
- ・候補地は、緊急のヘリポートや応急仮設住宅等の候補地となっている可能性がある為、関係他課に使用状況を確認し、必要に応じて調整・協議して確保する。
- ・仮置場の近隣住民に対して、仮置場の必要性を説明して設置する。一次仮置場は、一定の期間（数ヶ月間～数年）設置されることも合わせて説明し、理解を得た上で設置する。

##### ●一次仮置場の設置

- ・表 1-1 に示す配置計画を検討する際のポイントに留意して一次仮置場を設置する。
- ・一次仮置場に必要な資機材を図 6-に示す。

表 1-1 一次仮置場の配置計画(レイアウト)を検討する際のポイント

##### 【出入口】

- ・出入口には門扉等を設置する。門扉を設置できない時は、夜間に不法投棄されない様に重機で塞いだり、警備員を配置する。
- ・片付けごみの搬入量を把握する為、車両の搬入台数を記録する。公費解体に伴い発生した災害廃棄物については、凡そ搬入量・搬出量の数値の把握や処理先へ搬出する際の車両の過積載防止の為、必要に応じて簡易計量器を出入口に設置する。

##### 【駐車場、待車スペース】

- ・仮置場の作業員等が使用する為の駐車場スペースを確保する。
- ・渋滞防止の為、仮置場への搬入車両や仮置場からの搬出車両が待機する為の待車スペースを可能な範囲で確保するよう努める。

##### 【動線】

- ・搬入・搬出車両の動線を考慮し、場内は一方通行とする。場内道路幅は、搬入車両と搬出用の大型車両の通行が円滑にできるよう配慮する。

##### 【地盤対策】

- ・土地の返還を想定して仮置き前に土壌の採取を行い、必要に応じて分析できる様にしておく。
- ・降雨時等に災害廃棄物からの油脂、塩類、有害物質等の溶出が想定される事から、遮水シート敷設等による漏出対策について必要に応じて検討する必要がある。
- ・仮置場の地面について特に土(農地を含む)の上に仮置きする場合、車両・建設機械の移動や作業が行い易い様に鉄板、砕石等を手当する。仮置場は運動場等に設置される場合が多いが、運動場は多くの車両が走行する事は想定されていない為、鉄板や砕石等の敷設が必須である。利点・欠点を表 1-2 に示す。
- ・過去の災害では、敷鉄板や砕石を確保できない事などから、仮置場へ搬入された廃畳や廃瓦、土砂、コンクリートがら等を仮置場の地盤整備に活用した事例がある。ただし、これらの対応は発災直後で確保できる資機材や時間に制約がある中で実施されたものであり、必ずしも標準的な方法ではない。やむを得ず実施する場合には、仮置場を復旧する段階で活用した廃棄物を撤去して災害廃棄物として処理する必要がある。



**【災害廃棄物の配置】**

- ・災害廃棄物は分別して保管する。
- ・災害廃棄物の発生量や比重を考慮し、木材等の体積が大きい物、発生量が多い物はあらかじめ広めの面積を確保しておく。災害の種類によっては、発生量が多くなる災害廃棄物の種類は異なる事から、災害に応じて廃棄物毎の面積を設定する。
- ・災害廃棄物の搬入・搬出車両の通行を妨害しない様、搬入量が多くなる災害廃棄物(可燃物/可燃系混合物等)は出入口近傍に配置するのではなく、仮置場の出入口から離れた場所へ配置する。
- ・搬入量が多く、大型車両での搬出を頻繁に行う必要がある品目については、大型車両への積込みスペースを確保する。
- ・スレート板や石膏ボードにはアスベストが含まれる場合もある為、他の廃棄物と混合状態にならない様に離して仮置きする。また、スレート板と石膏ボードが混合状態にならないよう離して仮置きする。散水の実施やシートで覆う等の飛散防止策を講じる。
- ・PCB 及びアスベスト、その他の有害・危険物、その他適正処理が困難な廃棄物が搬入された場合には、他の災害廃棄物と混合しないよう、離して保管する。
- ・廃棄物の種類によっては、アームロール車の荷台を設置しておき、廃棄物を搬入者に投入してもらい、そのまま荷台を処理先へ搬出するという方法が効率的である。
- ・時間の経過とともに、搬入量等の状況に応じて、レイアウトを変更する。

**【その他】**

- ・仮置場には、災害廃棄物処理事業の対象ではない「便乗ごみ」が排出されやすい為、受付時の被災者の確認、積荷チェック、周囲へのフェンスの設置、出入口への警備員の配置など防止策をとる。フェンスは出入口を限定する効果により不法投棄を防止する事に加え、周辺への騒音・振動等の環境影響の防止や目隠しの効果が期待できるモノもある。
- ・木材、がれき類等が大量で、一次仮置場で破碎したほうが二次仮置場へ運搬して破碎するよりも効率的である場合には、一次仮置場に破碎機を設置する事を検討する。破碎機の設置に当たっては、廃棄物処理法第9条の3の3の規定に基づく非常災害時の特例（市町村から災害廃棄物の処分を委託された者が、一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を設置しようとする場合には、都道府県知事の許可を不要とし、届出で足りることとするもの。）を活用することで手続期間を短縮できる。ただし、本特例措置を適用するためには、処理施設が設置される市町村において、生活環境影響調査の結果を記載した書類の公衆への縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設の種類、縦覧の場所及び期間等について定めた条例を平時からあらかじめ制定しておく事が望ましい。

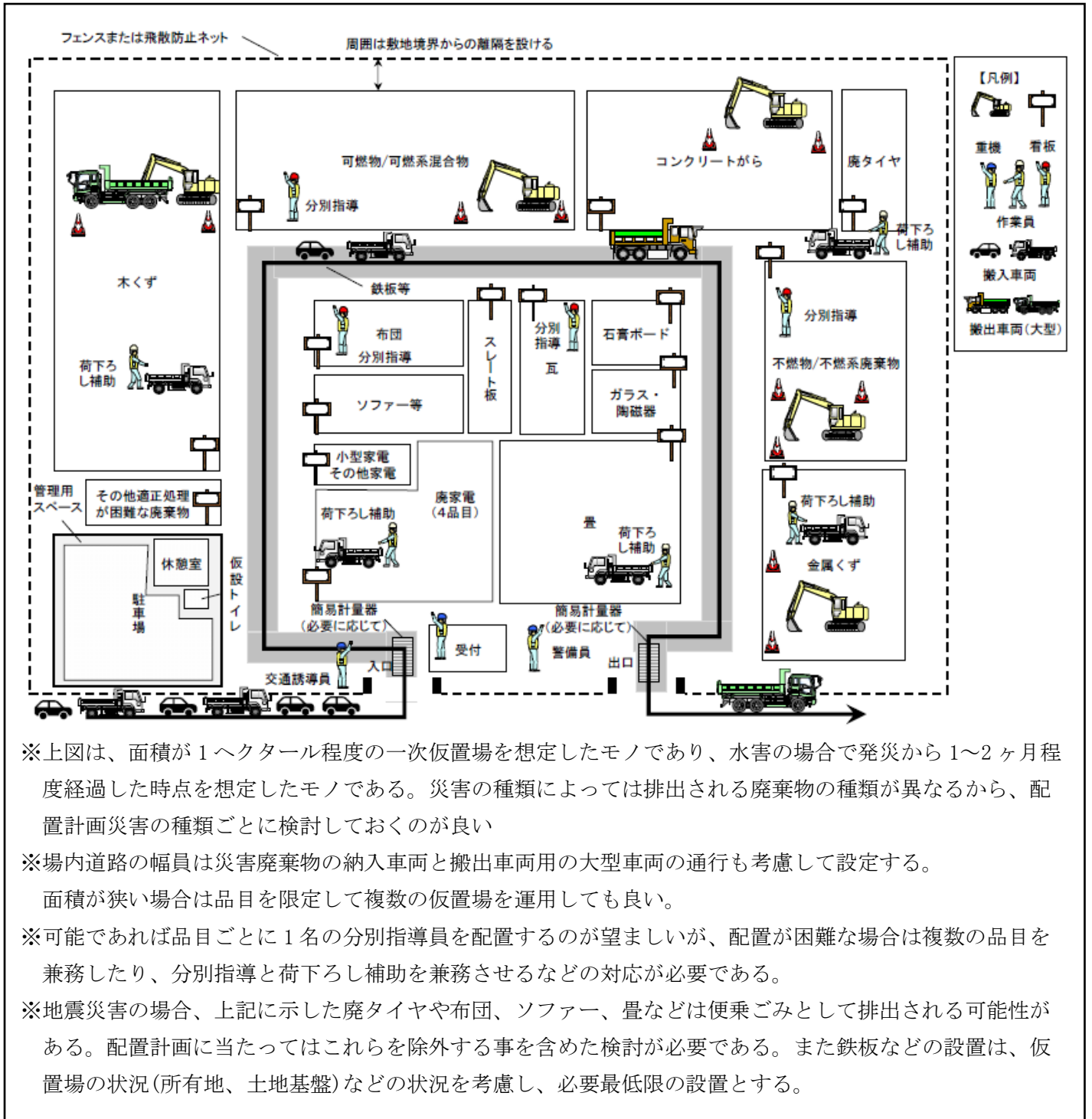
出典：「仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」（災害廃棄物対策指針 技術資料 技 18-3）を元に一部加筆・修正

表 1-2 鉄板と砕石の利点・欠点

項目	破碎	鉄板
利点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由に平面形状を作れる</li> <li>・災害時でも比較的容易に資材を確保する事が出来る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬に時間を要するが、設置・撤去は早い</li> <li>・砕石と異なり、荷重を分散できる為、路盤の状態が悪くても設置可能（ある程度凸凹を均してから設置する事は必要）</li> <li>・表面の清掃が容易</li> <li>・撤去後に廃棄物が残らない</li> </ul>
欠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砕石が砕けると、隙間を伝って土が出てきて車両に泥が付着したり、晴れた日には乾いて粉塵が発生し、生活環境上支障が生じる可能性がある。その為、路盤の状態によっては補修や複数回の再敷設が必要となる</li> <li>・撤去後の砕石の処分方法について検討する事が必要であり、場合によっては最終処分費を要する</li> <li>・撤去時にすき取りによる廃棄物が増加する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災時は需要が増大し、供給が逼迫する事でリース費用が上昇する。</li> <li>・供給が逼迫すると確保に時間を要し、敷設までにぬかるみができる可能性がある</li> <li>・矩形の為、カーブ等の線形に追随しにくい</li> <li>・重ね合わせ部分が出る為、車両のバンクや作業員の怪我のリスクがある</li> <li>・返却時に損傷度に応じた修理費が必要となる場合がある</li> </ul>

出典：「仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」（災害廃棄物対策指針 技術資料 技 18-3）を元に一部加筆・修正

図 1-1 一次仮置場の配置計画（レイアウト）理想図



※上図は、面積が1ヘクタール程度の一次仮置場を想定したモノであり、水害の場合で発災から1~2ヶ月程度経過した時点を想定したモノである。災害の種類によっては排出される廃棄物の種類が異なるから、配置計画災害の種類ごとに検討しておくのが良い

※場内道路の幅員は災害廃棄物の納入車両と搬出車両用の大型車両の通行も考慮して設定する。

面積が狭い場合は品目を限定して複数の仮置場を運用しても良い。

※可能であれば品目ごとに1名の分別指導員を配置するのが望ましいが、配置が困難な場合は複数の品目を兼務したり、分別指導と荷下ろし補助を兼務させるなどの対応が必要である。

※地震災害の場合、上記に示した廃タイヤや布団、ソファー、畳などは便乗ごみとして排出される可能性がある。配置計画に当たってはこれらを除外する事を含めた検討が必要である。また鉄板などの設置は、仮置場の状況(所有地、土地基盤)などの状況を考慮し、必要最低限の設置とする。

出典：「仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」（災害廃棄物対策指針 技術資料 技 18-3）を元に一部加筆・修正

## ●人員の確保

- ・仮置場の管理・運営の為、受付、車両の誘導及び災害廃棄物の荷下し補助、分別指導等を行う為の職員を配置する。災害廃棄物の搬入量が多い時期には、少なくとも1つの仮置場で10名以上（交代要員を含む）の人数が必要になる。庁内の人員だけで対応できない為、支援を要請して人員を確保する。支援が行われるまでは庁内の人員で仮置場の管理・運営を行う。
- ・被災者の確認や搬入物が災害廃棄物であるかどうかの積荷チェック等、責任を伴う事項については本町の職員が対応に当たる。少なくとも受付などに1名は本町の職員を配置する。

表1-3 仮置場の管理・運営に関する人員確保の方法

支援要請先	部署名	連絡先	備考
早川町災害対策本部			庁内他部局からの支援
山梨県	峡南林務環境事務所 環境・エネルギー課	055-240-4141	
山梨県	環境・エネルギー部 環境整備課	055-223-1515	
一般社団法人 山梨県産業資源循環協会		055-244-0755	山梨県「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」に基づく支援要請

## ●分別の徹底、一次仮置場の管理

- ・災害廃棄物の分別の徹底は極めて重要である事から、町民や災害ボランティアに対して分別の必要性和分別方法を初動時に周知して協力を得る。ただし、仮置場の管理に災害ボランティアを活用する事は避ける。
- ・仮置場内の配置が分かりやすい様に各避難所等でチラシを配布又は仮置場入口で配布する。
- ・仮置場内の分別品目ごとの看板を作成し、設置する。
- ・仮置場での受付時間は9～16時(12～13時は昼休憩)までを基本とし、季節に応じて適切な時間を設定する。発災から2週間は休み(受入停止)を設定しない。2週間後以降は、毎週平日に休みを1日設定し、仮置場の整理・整頓を行う。

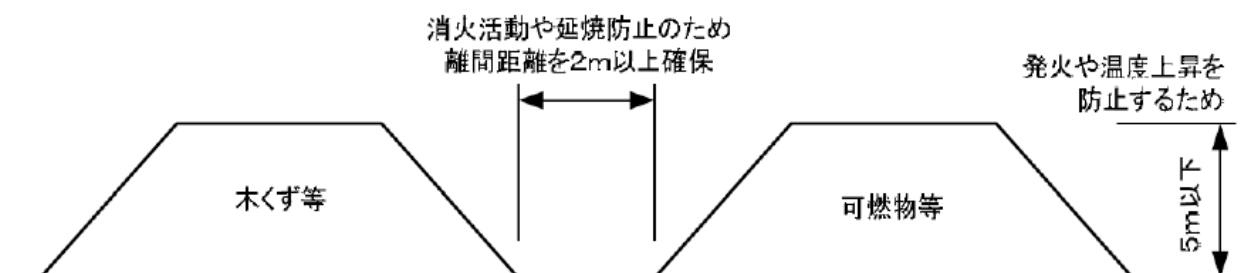
表 1-4 仮置場の管理方法

飛散防止策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 粉じんの飛散を防ぐ為、散水を適宜実施する。</li> <li>・ ごみの飛散防止の為、覆い(ブルーシート等)をする。</li> <li>・ 仮置場周辺への飛散防止のため、ネット・フェンス等を設置する。</li> </ul>
臭気・衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 腐敗性廃棄物は長期保管を避け、優先的に焼却等の処分を行う。</li> <li>・ 殺虫剤等薬剤の散布を行う。</li> </ul>
火災防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可燃性廃棄物は、積み上げは高さ 5m 以下。 災害廃棄物の山の設置面積 200m<sup>2</sup> 以下。 災害廃棄物の山と山との離間距離は 2m 以上とする。 図表 1-1 でより詳細に示す。</li> </ul>
仮置場の監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他市町村からの災害廃棄物の搬入を防止する為、被災者の身分証や搬入申請書等を確認して搬入を認める。</li> <li>・ 生ごみや危険物等の不適切な廃棄物の搬入を防止する為、仮置場入口に管理者を配置し、確認・説明を行う。</li> <li>・ 仮置場の受入時間を設定し、時間外は入口を閉鎖する。</li> <li>・ 夜間の不適切な搬入や安全確認のため、パトロールを実施する。</li> </ul>
災害廃棄物の数量の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日々の搬入・搬出管理(計量と記録)を行う。 停電や機器不足により台貫等による計量が困難な場合は、搬入・搬出台数や集積した災害廃棄物の面積・高さを把握する事で、仮置場で管理している廃棄物量とその出入りを把握する。</li> </ul>
災害廃棄物の積み上げスペースの確保・整理整頓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積荷チェック、分別指導や荷下ろし補助、警備を行う。</li> <li>・ 廃棄物をショベルローダーやバックホウで 5m 程度まで積み上げる。</li> <li>・ 可燃系混合物は、必要に応じてバックホウのアタッチメント(アイアンクローなど)で粗破碎する。</li> </ul>
作業員の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業員は、防塵マスク、ヘルメット、安全靴(踏み抜き防止の中敷きがあると尚良い)、手袋、長袖を着用する。</li> </ul>
環境対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて仮置場周辺での大気、騒音・振動、悪臭、水質等の環境モニタリングを実施する。 環境モニタリングについての詳細は表 1-5 に示す。</li> </ul>

出典：「市町村向け 災害廃棄物処理行政事務の手引き-災害発生時の廃棄物関連事務の徹底解説-」を元に一部加筆・修正

図表 1-1 仮置場の火災防止

- ・仮置場では、可燃物が発酵等により発熱・発火点に達し、火災が発生するという事故が過去に多数発生している。この為、極力積上げ高さ5メートルを越さないよう管理すべきである。
  - ・特に津波や水害、集積後の降雨により含水率が上昇した後に晴天が続いた場合、発酵が進みやすくなる。気温の高い夏場はもちろんだが、冬場の降雪にも注意が必要である。これは廃棄物の上に積もった雪が断熱材の役目を果たしてしまう事による。実際に東日本大震災の被災地では、高さ10メートルの津波堆積物が、積雪5センチを観測した日に火災を起こしている。
  - ・積上げ高さ5メートル以内というのは、温度上昇のリスクを低減する為であり、災害廃棄物の山の設置面積を200平方メートル以下、山の間隔を最低2メートル以上とる事が必要である。なお、畳のような腐敗性のものは高さ2メートル以下とする。
- また、廃棄物の山の表面温度の測定・監視を行い、温度上昇を防ぐ為、災害廃棄物の山の切り返し(下の廃棄物を上の方に積上げる等)や移動、ガス抜き管の設置等を行う。
- ・場内作業については、踏むと発火・爆発する物や充填物が土壌を汚染する物もあるので、むやみに重機で潰さない事を徹底しておく。



出典：災害廃棄物対策指針(平成30年 環境省)

○仮置場管理委託事業者向け火災防止対策に係る指導書の例

災害廃棄物仮置場における火災発生防止対策

災害廃棄物の仮置場では木くず等の可燃物が混合された状態で高く積み上げられると、火災発生の危険性が高くなります。火災が発生する事により、作業者および近隣住民の安全性、また、災害廃棄物処理に大きな影響を生じる事から、以下の対策を行い、火災発生防止を徹底してください。

危険物の分別

①バッテリー、ガスボンベ、灯油の入ったポリタンク等の危険物は搬入されないよう確認する。搬入されてしまった場合は分けて保管する事。

積み上げ時の注意事項

①災害廃棄物の積み上げ高さは、最大5m程度とする事。木くず等可燃性のものが多い場合は、高さ3m程度とする。

②可燃物の設置面積は、200㎡以下、山と山の間は2m間隔をあける事。

ガス抜き管の設置

①上記、山の間隔を空けられない場合は、可燃物の設置面積が200㎡をこえる場合に1本のガス抜き管を設置し、熱を放散させる。

監視

①可燃物内からの水蒸気の発生について目視による確認を毎日行う事。

②可燃物から水蒸気が見られた場合は、直ちに温度を測定し(表層から1m程度の深さ)、70℃程度以下であれば、その部分の切り返しと置き換えの作業を行う。80℃をこえる場合は、不用意な切り返しは行わず、側面を覆土して温度が下がるのを待つ。

③水蒸気よりも速くあがる蒸気または『煙』がみられた場合には、直ちに消防へ連絡する事。

④臭いの異常(油のような臭い)を感じた時は、温度を測定し、上記の対応をとる事。

出典：「市町村向け 災害廃棄物処理行政事務の手引き-災害発生時の廃棄物関連事務の徹底解説-」を元に一部加筆・修正

表 1-5 環境対策(環境モニタリング)について

- ◆ 仮置場は、土壌が汚染される懸念があるため、仮置場として開設する前に、土壌を分析する事に努める(比較の為のバックグラウンドの測定)。
- ◆ 有機物の腐敗等による悪臭や衛生害虫獣を避ける為、衛生保持や生活環境保全を目的とした薬剤の散布等を必要に応じて実施する。
- ◆ 騒音・振動の防止、ごみの飛散防止の為のネットや仮囲いの設置、重機等による粉じん防止のため散水等を行う。
- ◆ アスベストを含む建材は家屋解体の段階で対処すべきであるが、アスベストを含有する可能性のある廃棄物が仮置場に持ち込まれた場合は、シート掛けやフレキシブルコンテナバッグに封入して飛散防止対策を講じる。
- ◆ 仮置場の周辺環境のモニタリングも可能な限り実施する。特に建築廃材を持ち込む場合にはアスベストのモニタリングは不可欠である。
- ◆ これらの環境や安全に係る状況の把握と報告を事業者への業務範囲とするとともに、市町村は適宜現地を確認する必要がある。環境モニタリングの項目は、下記の資料を参照する事。
  - ・ 災害廃棄物分別・処理実務マニュアル(一般社団法人廃棄物資源循環学会編著)
  - ・ 災害廃棄物対策指針技術資料「1-14-7 環境対策、モニタリング、火災防止対策」



**事例紹介：仮設処理施設（破砕選別）設置の際の環境配慮**

広島市は、近隣への騒音・振動、粉じん等を防止するため、災害廃棄物の破砕選別施設を仮設テント内に設置した。

出典：「市町村向け 災害廃棄物処理行政事務の手引き」(平成 30 年 環境省)を元に一部加筆・修正

● 処理先への搬出

- ・ 処理先へ搬出できる物は順次搬出して処理を行い、仮置場の空きスペースを確保する。

● 一次仮置場の原状復旧、返却

- ・ 仮置場の復旧は、原状回復が基本であるが、土地所有者等との返却時のルール等がある場合は、それらに基づき実施し、土地所有者へ返還する。

詳細な返却ルールが決まっていない場合、返却前に土地所有者等と協議し、地面の表面に残った残留物の除去や土壌の漉き取り・客土、必要に応じた土壌分析等を行う。

● 二次仮置場の設置・運営・管理

- ・ 災害廃棄物を処理処分先・再資源化先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合は、さらに破砕、細選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後物を一時的に集積、保管するために二次仮置場を設置する。
- ・ 二次仮置場では高度な中間処理が必要となる事から、二次仮置場の設置・管理・運営は、技術を有する事業者へ業務委託する。

(2) 平時

- ・被害想定により推計した災害廃棄物の発生量を基に、一次仮置場を選定する。  
一次仮置場の選定方法は表 1-8 を参照。
- ・仮置場の必要面積を考慮し、出来る限り町内で偏りが生じないように、可能な限り地域ごとに仮置場の候補地を選定する。なお、二次仮置場については、一次仮置場よりも広い面積の候補地を選定しておく。
- ・選定した仮置場の候補地はリストとして整理しておく。

表 1-8 仮置場の候補地の選定に当たってのチェック項目

項目		条件	理由
所有者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公有地が望ましい (市有地、県有地、国有地)</li> <li>・地域住民との関係性が良好である (民有地の場合地権者の数が少ない)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時には迅速な仮置場の確保が必要である為</li> </ul>
面積	一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広いほどよい(3,000 m<sup>2</sup>は必要)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な分別の為</li> </ul>
	二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広いほどよい(10ha 以上が好適)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設処理施設等を設置する必要があるため</li> </ul>
平時の土地理由		<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地、校庭、海水浴場等は避けた方がよい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原状復旧の負担が大きくなる為</li> </ul>
他用途での利用		<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できない為</li> </ul>
望ましい インフラ(設備)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用水、飲料水を確保できる事 (貯水槽で可)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災が発生した場合の対応の為</li> <li>・粉じん対策、夏場の熱中症対策の為</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力が確保できる事 (発電設備による対応も可)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設処理施設等の電力確保の為</li> </ul>
土地利用規制		<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸法令による土地利用の規制がない(自然公園法、文化財保護法、土壤汚染対策法等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続、確認に時間を要する為</li> </ul>
土地基盤の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装されているほうがよい</li> <li>・水はけの悪い場所は避けるのがよい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壤汚染、ぬかるみ等の防止の為</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤が硬いほうがよい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤沈下が発生しやすい為</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・暗渠排水管が存在しないのがよい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の重量で暗渠排水管を破損する可能性がある為</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・破損する可能性がある為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破損する可能性がある為</li> </ul>
地形・地勢		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平坦な土地がよい。</li> <li>・起伏が少ない土地がよい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の崩落を防ぐ為</li> <li>・車両の切り返し、仮置場のレイアウトの変更が難しい為</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に障害物(構造物や樹木等)が少ない方がよい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な仮置場の整備の為</li> </ul>
土地の形状		<ul style="list-style-type: none"> <li>・変則形状でない方がよい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場の配置計画が難しいため</li> </ul>
道路状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・前面道路の交通量は少ないのがよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋滞を引き起こす事が多い。渋滞による影響がその他に及ばない様にする為</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・前面道路は幅員 6.0m 以上がよい。</li> <li>・二車線以上がよい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型車両の相互通行の為</li> </ul>
搬入・搬出ルート		<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の出入口を確保できる事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の搬入・搬出の為</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入・搬出の間口は 9.0m 以上がよい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型車両の交互通行の為</li> </ul>
輸送ルート		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路のインターチェンジ、緊急輸送道路、鉄道貨物駅、港湾(積出基地)に近いのがよい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域輸送を行う際に効率的に災害廃棄物を輸送する為</li> </ul>



周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅密集地でない事、病院、福祉施設、学校に隣接していないほうがよい。</li> <li>・企業活動や農林水産業、住民の生業の妨げにならない場所がよい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粉じん、騒音、振動等による住民生活への影響を防止する為</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路や鉄道路線に近接していない方がよい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災発生時の高速道路や鉄道への影響を防ぐ為</li> </ul>
被害の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種災害（津波、洪水、液状化、土石流等）の被災エリアでない方がよい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次災害の発生を防ぐ為</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路啓開の優先順位を考慮する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期に復旧される運搬ルートを活用する為</li> </ul>

出典：「仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」（災害廃棄物対策指針 技術資料 技 18-3）を元に一部加筆・修正

## 資料 4-1 既存施設における処理可能量の試算

### (1) 焼却施設

#### ① 推計式

災害廃棄物の処理可能量

$$= \text{日処理能力 (t/日)} \times \text{年間稼働日数 (日/年)} - \text{年間処理実績 (t/年)}$$

#### ② 設定数値

施設名称	峡南衛生組合
日処理能力 (t/日)	30
年間稼働日数 (日/年)※	250
年間処理実績 (t/年)	6,024

出典：「一般廃棄物処理実態調査」（令和4年度 環境省）より抜粋

出典：「稼働記録表」（令和4年度）

災害廃棄物の処理可能量

$$= 30 \text{ (t/日)} \times 250 \text{ (日/年)} - 6,024 \text{ (t/年)}$$

$$= 7,500 \text{ (t/年)} - 6,024 \text{ (t/年)}$$

$$= \underline{\underline{1,476 \text{ (t/年)}}}$$

#### ③ 推計結果

- ・ 卷末資料 2-1 「災害廃棄物等の発生量の推計方法」に示したとおり、可燃物の発生量は約 15,822t である。南海トラフ大地震規模の地震が発生した場合、既存の公共の焼却施設だけでは処理量が不足する事が想定される。
- ・ 処理量が不足する場合には、本編の表 2-4 及び表 2-5 で示した災害支援協定を活用して他自治体に協力を求め、状況によっては県へ広域支援の要請を行う。